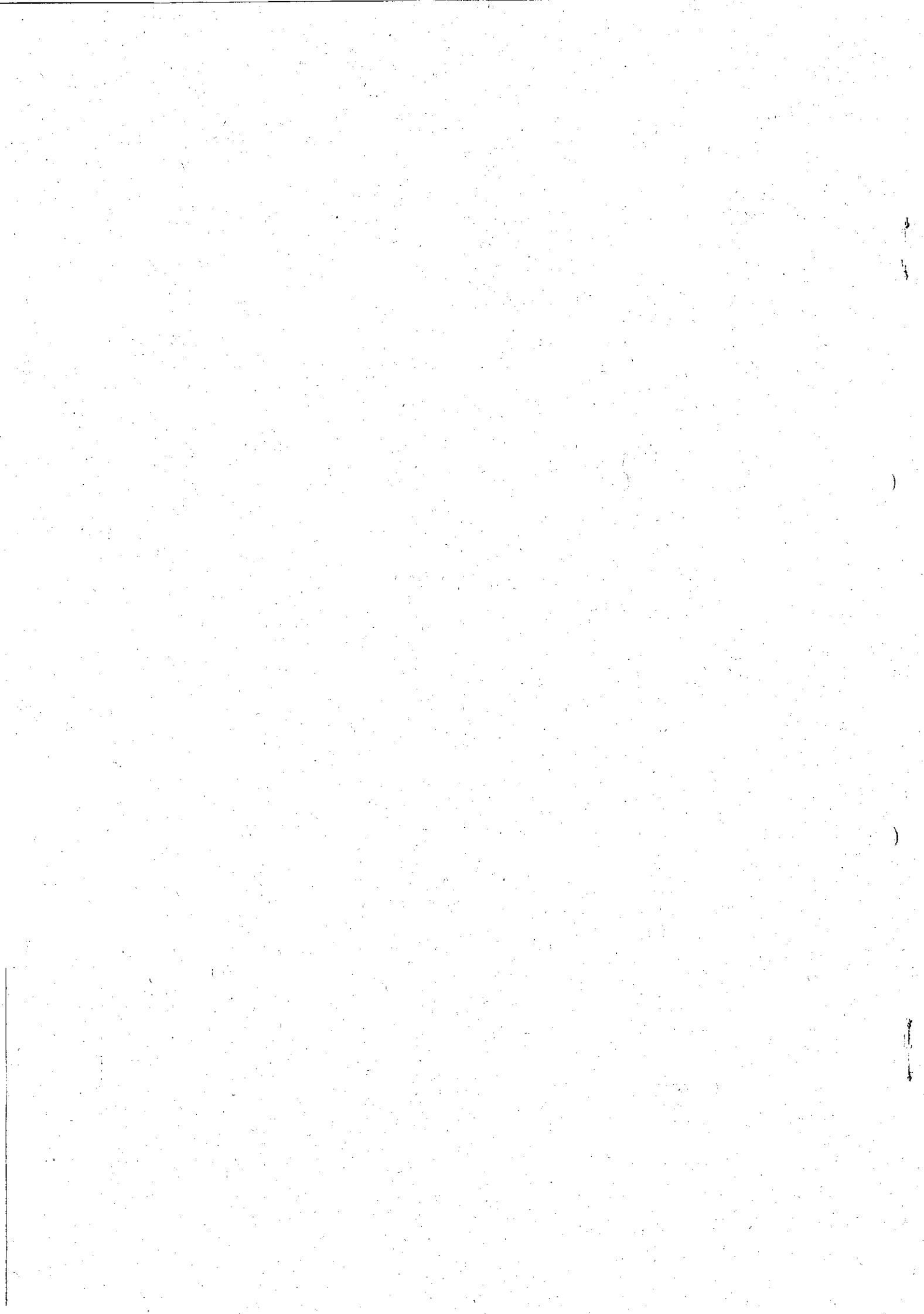


財政再建プログラム（案）

平成 10 年 9 月

大阪府



財政再建プログラム（案）／目次

	ページ
《はじめに》	1
(1) プログラムの計画期間	2
(2) プログラムの推進にあたって	2
(3) 各種計画との関係	2
 I 大阪府財政の危機	 3
1 構造的危機の実態	3
(1) 府財政の硬直化	3
(2) 財政硬直化の要因	4
(3) 財政対応力の限界	8
(4) 財政健全化に向けたこれまでの取組状況	10
(5) 準用再建団体転落の危機	12
2 長期財政推計	13
 II これからの中と府政のあり方	 16
1 社会潮流の変化と府政	16
(1) 経済環境の変化と府政	16
(2) 少子高齢化の一層の進展と府政	16
(3) 環境・エネルギー問題と府政	17
(4) 人権意識の高まりと府政	17
(5) 府民意識の変化と府政	17
(6) 地方分権の要請と府政	18
2 府政転換の基本的方向	19
3 施策再構築の視点	20
(1) 施策選択の視点	20
(2) 施策選択の具体的基準	20
4 新たな行政執行体制確立の視点	22
 III 財政再建への具体的取組	 23
1 施策の再構築に向けて	23
(1) 【健康・福祉】	23
(2) 【環境】	26
(3) 【教育・文化】	28
(4) 【産業・労働】	30
(5) 【都市整備】	32
2 当面の施策再構築の具体的取組	35
(1) 【健康・福祉】	35
(2) 【環境】	36

(3) 【教育・文化】	3 6
(4) 【産業・労働】	3 7
(5) 【都市整備】	3 8
3 経常収支の改善に向けて	4 0
(1) 組織・機構	4 0
(2) 職員定数	4 1
(3) 早期勧奨退職制度の拡充	4 2
(4) 給与	4 2
(5) 施策経費の抑制	4 3
4 公の施設の改革	4 9
(1) 中長期的な改革に向けた取組	4 9
(2) 当面の取組	5 0
5 指定出資法人の改革	5 2
(1) 統廃合の推進	5 2
(2) 法人のあり方の検討	5 2
(3) 役職員の見直し	5 3
(4) 法人運営の改革	5 4
(5) 指導体制の強化	5 5
(6) その他の出資法人及び指定出資法人が設立した法人の運営	5 5
6 主要プロジェクトの取扱い	5 6
(1) 主要な施設整備に関するプロジェクト	5 6
(2) 面的開発プロジェクト・鉄軌道整備	5 7
7 市町村との新たな関係	6 0
(1) 分権時代における府と市町村との関係	6 0
(2) 分権時代に果たすべき府の役割	6 0
(3) 市町村補助金のあり方	6 1
8 自主財源の確保	6 2
(1) 府税収入の確保に向けた取組	6 2
(2) 府有財産の売払いの推進など	6 2
(3) 使用料・手数料の見直し	6 2
IV 国への要請	6 5
1 制度改革に向けた要請	6 5
(1) 地方税制	6 5
(2) 地方交付税制度	6 9
(3) 地方債制度	7 0
(4) 国庫補助・負担金における超過負担の解消	7 0
2 各種制度の改善	7 1
V 府財政の再建に向けて	7 2

《はじめに》

大阪府の財政は今、危機の中にある。

今後も、従来のような右肩上がりの経済成長は見込めないことから、このまま推移すれば、数年のうちに単年度で 6,000 億円を超える歳入不足に直面すると想定される。

府政が、府民の負託にこたえ、将来にわたってその責務を全うしていくためには、何としてもこの危機を克服しなければならない。

一方、近年の社会潮流の変化は、従来の社会経済状況や人口構造を前提に構築されてきた社会システムや行政のあり方そのものの根本的な見直しを求め始めている。

府政は、そのような潮流の変化を見据え、これから社会の要請を的確に受け止めて、求められる役割を遂行するための施策体系とそれにふさわしい行政としてのたたずまいを再構築することを強く要請されている。

すなわち今、府のめざすべき財政再建とは、現在の財政危機を早急に克服するとともに、そのことを通して「明日の大坂づくり」に向けて、新たな時代の要請に柔軟かつ的確に対応できる弾力的でしかも足腰の強い行財政体质を確立するものでなければならない。

このプログラムは、その道筋を明らかにするアクションプログラムとして、「財政再建計画」であると同時に「明日の大坂づくりに向けての“府政再生計画”」というべきものである。

あわせて、大都市圏特有の行財政需要に対応した地方財政基盤の確立に向けて、国に対して抜本的な改革を強く要請すべき課題についても、改めて明らかにするものである。

(1) プログラムの計画期間

平成11年度からおおむね10年間とする。

そのうち、

- ・ 平成11年度から13年度までの3カ年は、「緊急対策期間」と位置づけ、準用再建団体転落回避のための集中的取組及び府政構造改革に向けた取組着手期間とする。
- ・ 平成14年度以降については、「構造改革期間」と位置づけ、府政構造改革の本格化・成熟化、地方税財政制度の抜本的改革促進の期間とする。

(2) プログラムの推進にあたって

本プログラムは今後の行財政運営の基本となるものであり、経済動向や国・地方財政対策等に伴う収支状況の変動に対しては、本プログラムに示す今後の府政のあり方と施策再構築の方向等に基づき、毎年度の予算編成を中心に必要な対応を機動的に行うものとする。

(3) 各種計画との関係

すでに策定されている各分野の計画については、施策の再構築等を踏まえ、必要に応じ計画期間の延伸や計画内容の見直しを行うものとする。

また、大阪府行政改革推進計画（平成10年度版）については、本プログラムとの関連に十分留意し、相乗効果が発揮されるよう本年度中に必要な改訂を行うものとする。

さらに、今後、中長期にわたる諸計画を策定する際には、本プログラム策定の背景を十分踏まえるものとする。

I 大阪府財政の危機

府財政は、ここ数年にわたる急激かつ大幅な府税収入の落ち込みが、財政の対応力を超えて進行した結果、財政構造の著しい硬直化と毎年巨額にのぼる財源不足を招き、政策的自由度を極度に制約するという、文字どおり危機的状況に立ち至っている。

以下では、府財政の構造的危機の実態について概観する。

1 構造的危機の実態

(1) 府財政の硬直化 — 4年連続して経常収支比率が100%を超える異常事態 —

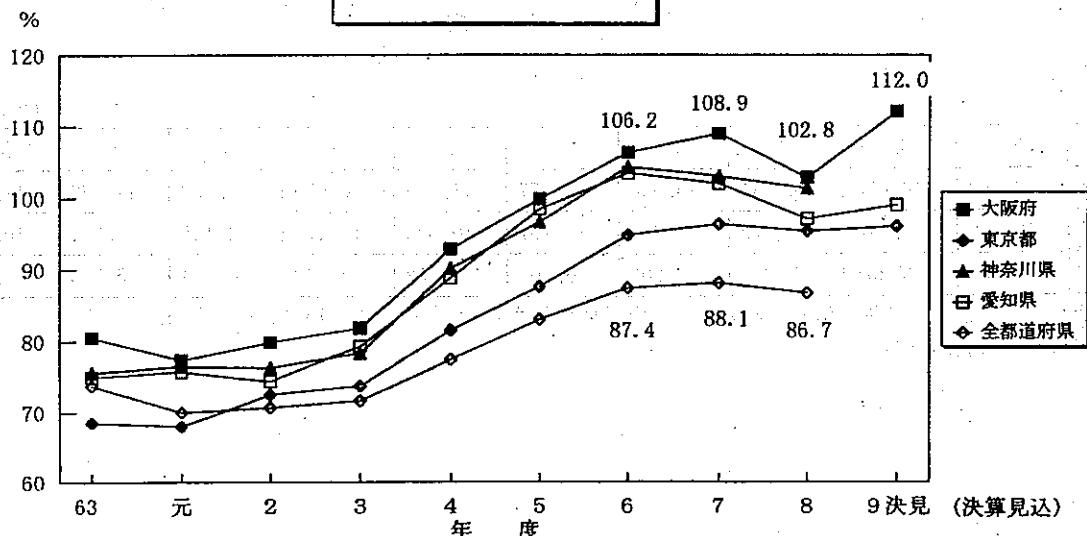
本府の経常収支比率は、平成6年度から継続して100%を超えており、税等の経常的な収入では人件費、公債費といった経常的な支出さえ賄えないという異常事態が続いている。他の大都市圏の都府県も同様の傾向を示しているが、本府の状況は都道府県中最も厳しく、平成9年度には前年度に比べて9.2ポイント上昇して過去最高の112.0となり、平成4年度以降6年連続して全国ワースト1となる見込みである。

なお、平成6年度から9年度において、普通会計の実質収支は黒字となっているが、これは、財源対策として減債基金の取崩しなど（平成6年度 753億円、7年度 1,047億円、8年度 515億円、9年度 1,029億円）を行ったことによるものであり、仮にこれらがなければ毎年度多額の赤字が発生していたことになる。

※ 経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、地方譲与税、地方交付税などの経常的な収入に対する人件費、公債費等の義務的経費や、私学助成、老人医療費公費負担事業などの補助費等、毎年経常的に支出される経費の割合で、財政構造の弾力性すなわち臨時の財政需要に対する経常的な財源の余裕を示す指標となっており、通常70～80%程度が適正とされる。

経常収支比率の推移



(2) 財政硬直化の要因

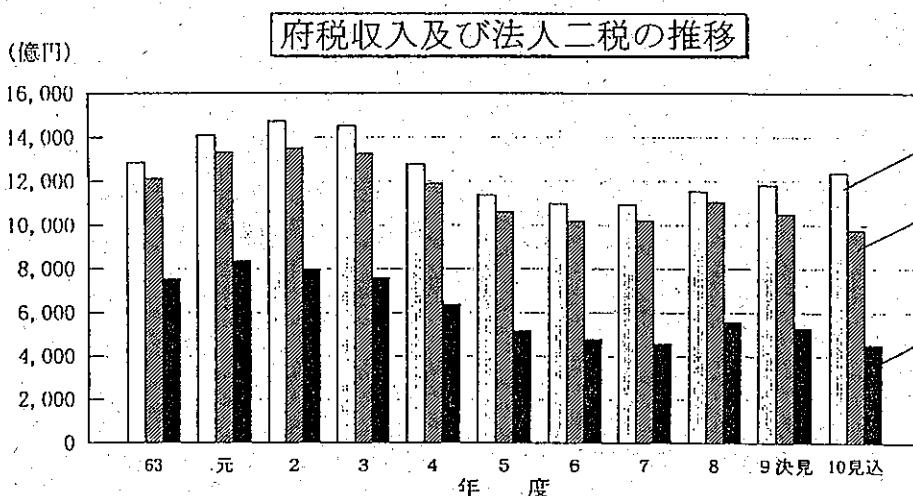
① 府税収入の急激な落ち込み

本府は、他の府県に比べ、歳入における税収入の占める割合が高く、特に景気変動の影響を受けやすい法人二税（法人事業税、法人府民税）のウエイトが高くなっているため、バブル経済崩壊後の景気低迷の影響を大きく受けてきた。

すなわち、法人二税は、平成元年度をピークに、その後急激な減少を見せたあとも回復基調ではなく、平成10年度（7月試算）は平成元年度比 3,824億円の減、54.2%の水準にとどまっており、昭和59年頃の水準に相当する。

また、府税収入全体では、平成7年度に底をうち上昇に転じたかに見えるが、税収のうち、税制等に関連して他府県との清算を行うものや、市町村へ交付するものを除いた府税の実質収入は、ピークであった平成2年度から、平成6年度までのわずか4年間で1兆3,510億円から1兆178億円へと3,332億円も減少し、その後もほとんど回復していない状況であり、平成10年度（7月試算）ではピーク時の平成2年度と比較して3,474億円の減となっている。

このように、景気に大きく左右される不安定な歳入構造の下で、本府の税収は、バブル経済崩壊に伴い急激かつ大幅に減少し、回復の兆しが見いだせない状況にある。



*実質収入とは、(府税+譲与税+清算金収入)-(税関連の交付金、清算金支出、還付金)である。

*10年度は7月試算の金額である。

② 法人二税落ち込みの背景

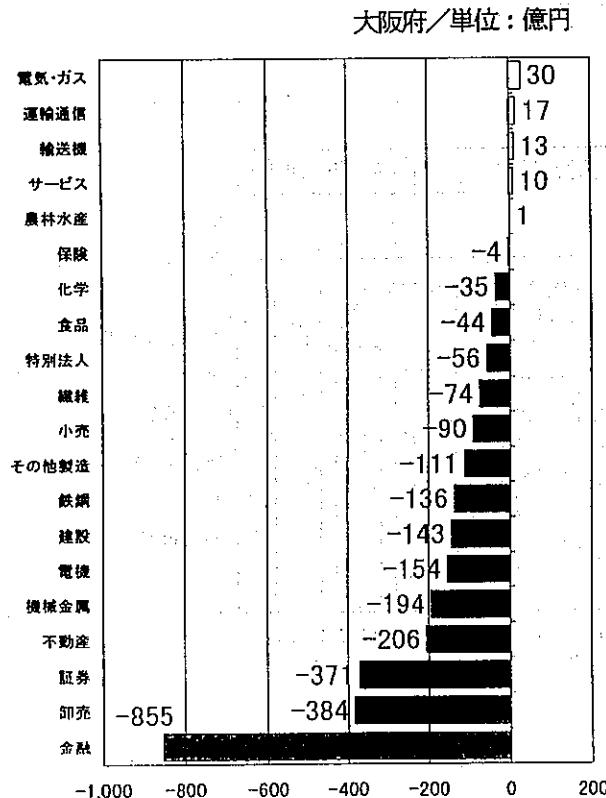
バブル崩壊後の法人事業税収入の状況を業種別にみると、外形標準課税が適用されている電気・ガス、規制緩和が進んだ運輸・通信、研究開発型産業である製薬を含む化学などごく一部の業種を除くと、各業種とも大幅な落ち込みを見せている。とりわけ、非製造業では、金融、証券、卸売、不動産が、製造業では、電機、機械金属、鉄鋼などの業種の落ち込みが大きくなっている。

こうした落ち込みの背景としては、まず、全国共通の問題として、景気の長期低迷の下で、管理費等の上昇に加え、バブル処理に伴う近年の特別損失の増大が企業収益を圧迫したことが挙げられる。

また、大阪固有の問題として、バブル期以前から大阪産業が全国シェアを落とし続けていること、つまり産業活動が長期的に伸び悩んでいることが挙げられる。このうち製造業については、地方や海外への工場移転、途上国製品との競争激化などの状況に直面したことや、自動車やコンピュータといった成長性の高い加工組立産業などのリーディング産業が育たなかつたことが、全国シェア低下の原因となっている。非製造業についても、中枢管理機能の首都圏への流出や、府内人口の増勢鈍化といった厳しい環境条件のもとで、相対的に伸びが低くなっている。

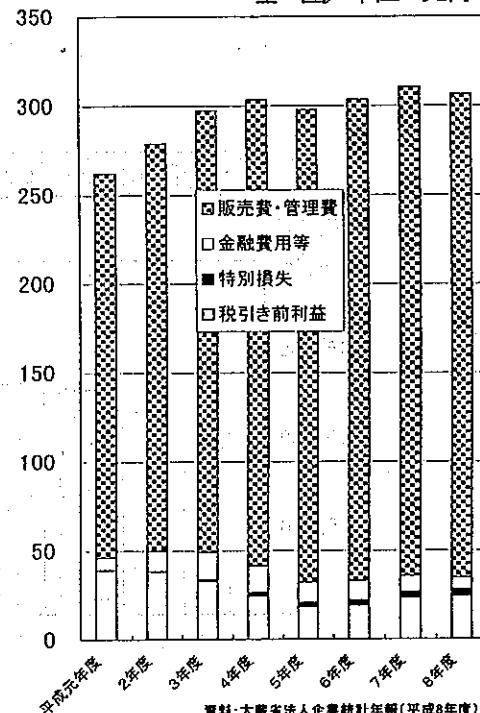
経済のグローバル化がすすむ中で、本府としても、これまで大阪産業の活性化、とりわけ中小企業の振興や都市基盤整備に力を注いできたが、ここ十数年の経済状況の激動の中で、それらの取組によって税収の伸び悩み・落ち込みを克服するには至っていない。

業種別にみた法人事業税額の増減
(9年度と元年度との比較)



企業における売上総利益の構成の推移

全 国／単位：兆円



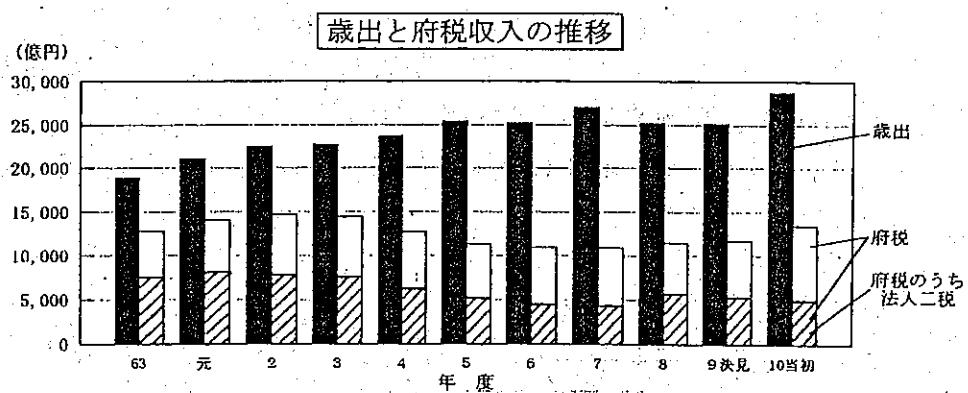
資料：大蔵省法人企業統計年報(平成8年度)
注) 金融、保険業を除く堂利法人(全国)
売上総利益とは、売上高から、売上原価を差し引いた差額である。粗利益、マージンともいう。

③ 増加し続ける義務的経費等

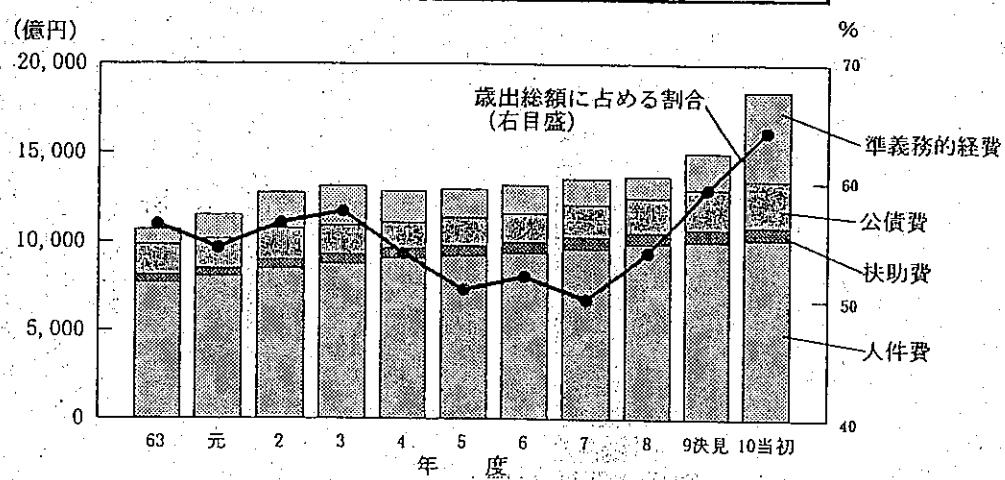
一方、歳出については、平成7年度まで増加し続けた後、財政健全化の取組の中で、その抑制に努めているものの、府税収入の落ち込み等を背景に歳出総額と府税収入総額の格差は大幅に拡大してきている。

歳出の内訳を見ると、人件費（法律による定数配置が義務づけられている教員や警察官の人件費が過半を占める）や公債費、扶助費の義務的経費や税関連の歳出である準義務的経費などの経常的な経費が一貫して増加を続けている。

すなわち、昭和63年度に約1兆1,000億円であったこれらの経費は、平成10年度には約1兆8,000億円と1.7倍に増加している。地方消費税の導入に伴い、府県間清算や市町村に対する交付金の制度が平成9年度に創設されたため、準義務的経費が大幅に増加したとはいうものの、人件費、公債費など経常的な経費の増嵩が財政硬直化の大きな要因になっている。このように、今日の本府の財政危機は、経常的な経費を賄うのに必要な一般財源が極端に不足しているという経常収支不均衡型のものであるという点に特徴がある。



義務的経費等の推移と歳出総額に占める割合

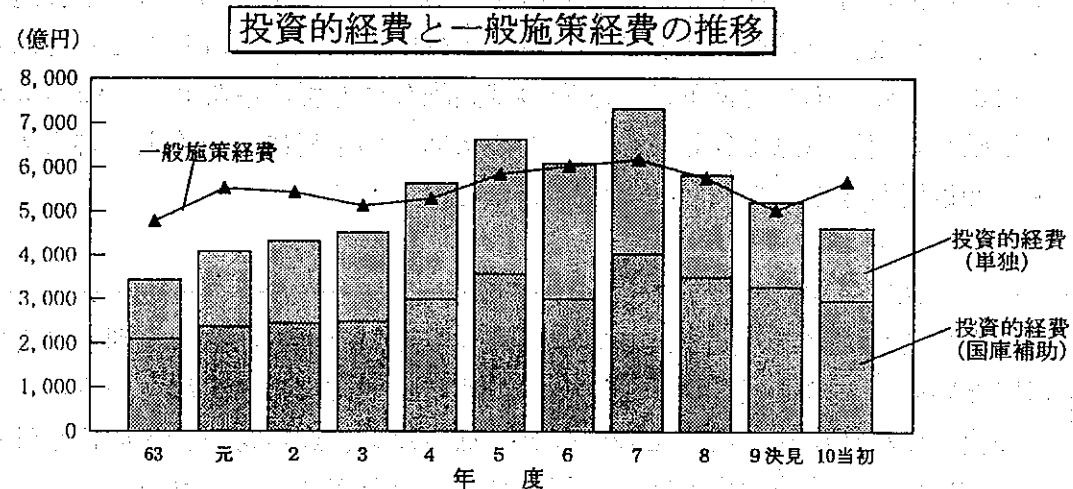


④ 投資的経費と一般施策経費の動向

道路や下水道、公営住宅など、府民生活に密接に関連する都市整備に係る経費である投資的経費（建設事業）については、平成7年度まで継続して増嵩基調にあったが、これは、国の「公共投資基本計画」に沿った社会资本整備の推進や、バブル経済崩壊以降の景気後退局面での数次にわたる経済対策などによって、本府においても建設事業予算を増額してきたことによるものである。

また、一般施策経費についても、老人医療費公費負担事業や私学助成費の増加等と併せて、景気が低迷する中で、各種の中小企業金融対策事業を拡充してきたことなどから、投資的経費と同じく、平成7年度までは増加を続けてきた。

これらは、着実な都市整備の推進や長引く不況下における景気対策、さらには各種助成制度の拡充など、当時の社会的要請を踏まえた財政運営の結果ではあるが、財政面では、府債発行の増大に伴う今後の公債費の増嵩や、対象者数の増加等に伴う助成額の増大が予測されるなど、財政負担の増大や財政構造の硬直化を招く要因となっている。



年度	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9 決見	10 当初
投資的経費	3,433	4,074	4,327	4,519	5,631	6,626	6,079	7,328	5,826	5,207	4,615
国庫補助	2,093	2,372	2,447	2,493	2,991	3,570	3,000	4,028	3,497	3,271	2,955
単独	1,340	1,702	1,880	2,026	2,640	3,056	3,079	3,300	2,329	1,936	1,660
一般施策経費	4,774	5,525	5,434	5,131	5,291	5,847	6,014	6,167	5,755	5,031	5,664

(3) 財政対応力の限界

バブル経済の崩壊後、府税収入の大幅な減少などの財源不足に対応するため、府債の発行や税収の好調な時期に蓄えた各種基金の取崩し、貸付金の回収を図るといった財源対策を行うなど、財政の対応力を最大限に活用して歳入を確保することにより、国の経済対策に呼応した社会资本整備や府民サービスの確保など、歳出水準の維持に努めてきた。

また、平成9年度においては、公共施設等整備基金、平成10年度にはこれに加えて文化振興基金・福祉基金などの特定目的基金からの借入れを行った。

その結果、各種基金は、平成3年度には4,000億円以上あったが、度重なる取崩し等により、財政調整に使える基金は現在ほぼ底をついた状況にあり、臨時的な財源の確保にも一定の限界があることなどから、本府の財政対応力もほぼ限界に達している。

さらに、平成4年度の税収急減以降、毎年2,800億円から5,500億円もの府債発行を続けてきた結果、平成3年度に約1兆2,000億円であった府債残高が、平成10年度には約3兆5,000億円と2.8倍にも増加している。これまでのところ、本府の公債費比率は全都道府県平均を下回っているものの（平成8年度9.7%、全都道府県平均13.5%）、今後、公債費の増加による財政への圧迫が懸念されるところである。

なお、財政対応力の低下は、本府の資金繰りにも影響を与え、一時借入れのピークは平成9年度以降急上昇しており、このため、10年度には予算上一時借入れの限度額を500億円引き上げて3,500億円としたところである。

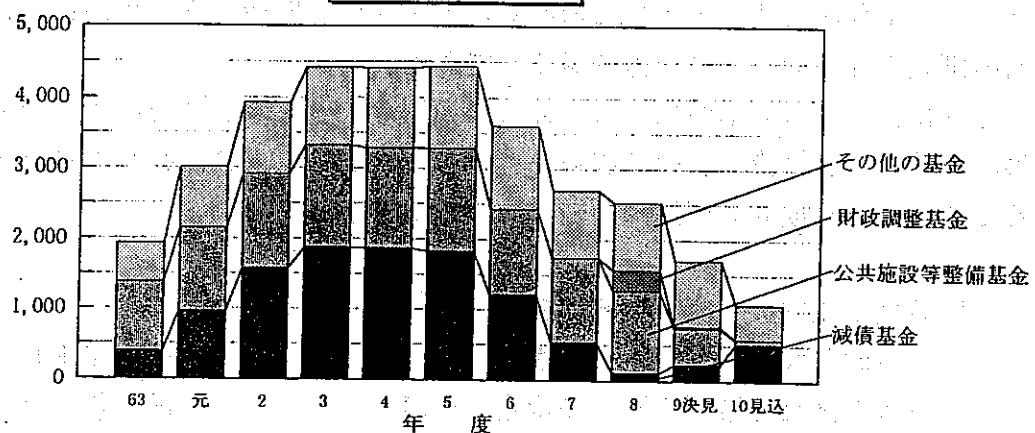
※ 公債費比率

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率という。

公債費の増加は財政硬直化の要因ともなるため、通常財政構造の健全性を確保するためには、公債費比率は10%を超えないことが望ましいとされる。

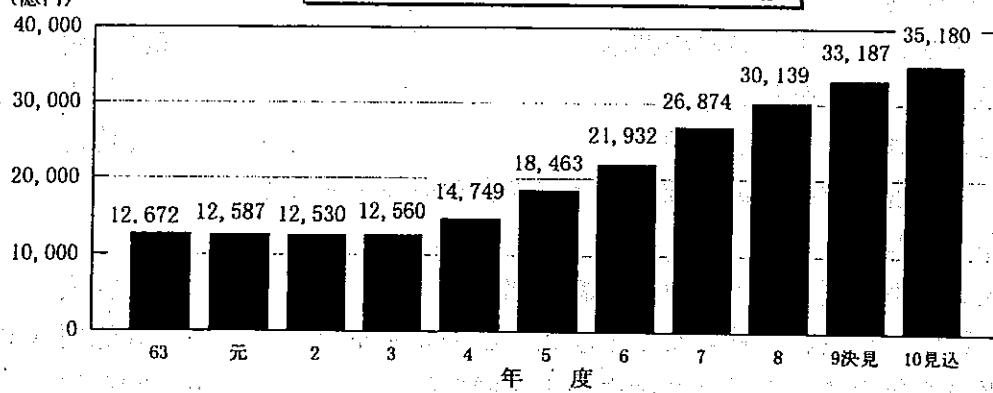
(億円)

基金残高の推移



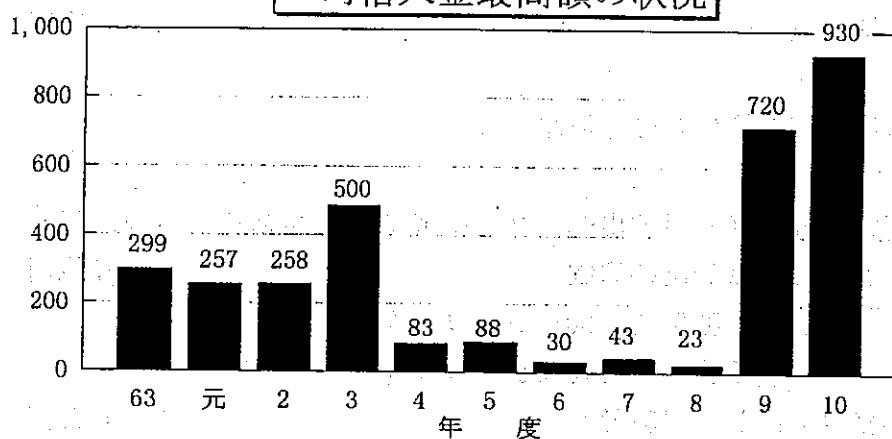
(億円)

府債残高 (NTT債以外) の推移



(億円)

一時借入金最高額の状況



各年度ピーク時の借入額で、平成10年度は7月末までの状況である。

(4) 財政健全化に向けたこれまでの取組状況

こうした厳しい状況の中で、本府では、平成8年度から3年間連続で予算規模を一般歳出ベースで前年度比マイナスに抑制するとともに、財政健全化に向けた取組をすすめ、歳出の削減と歳入の確保に全力を尽くしてきた。

具体的には、人員の削減による人件費の抑制や、シーリング等による投資的経費（建設事業）及び一般施策経費の抑制並びに主要プロジェクトの凍結などを実施してきたところであるが、平成8年度以降の主な取組は次のとおりである。

□ 「財政健全化方策（案）」等の策定

- ・ 「行政改革大綱」の策定・公表 平成8年1月
- ・ 「財政健全化方策（案）」の策定・公表 平成8年8月
- ・ 「平成10年度予算編成に向けて（案）」の策定・公表 平成9年8月

□ 平成8～9年度における取組（※ 削減効果額等は、8～9年度の合計）

〔歳出の抑制〕

- ・ シーリングによる歳出の抑制 … 503億円
- ・ 事務事業の見直し … 127億円
- ・ 主要プロジェクトの凍結 … 52億円

　　庁舎行政棟・議会棟、現代芸術文化センター 等

〔人件費の抑制〕

- ・ 人員の削減（一般行政部門、教育部門） … 1,870人
- ・ 特別職・指定職の給与及び管理職手当のカット … 3億円（9年度）
- ・ 平成9年度の人事委員会勧告を1年間凍結 … 80億円

〔歳入の確保〕

- ・ 超過課税の延長 … 272億円
- ・ 府税徴収率の向上 … 60億円
- ・ 不用土地の売払い … 40億円

□ 平成10年度当初予算における取組

〔歳出の抑制〕

- ・ 歳出規模の抑制（一般歳出ベースで平成9年度当初比 △ 3.3%）
- ・ シーリングによる歳出の抑制 … 249億円
 - 建設単独事業 30%シーリング
 - 一般施策 10%シーリング

- ・ 事務事業の見直し（151件） … 44億円
- ・ 主要プロジェクトの凍結 … 30億円

〔人件費の抑制〕

- ・ 人員の削減（一般行政部門、教育部門） … 1,130人

- ・ 特別職・指定職の給与及び管理職手当のカット ... 3億円

[歳入の確保]

- ・ 府税徴収率の向上 ... 40億円
- ・ 使用料・手数料の改定 ... 3億円
- ・ 不用土地の売払い ... 46億円

以上のような歳出の抑制、歳入の確保に加え、

- ・ 財政調整基金・土地開発基金の取崩しや公共施設整備基金をはじめ特定目的基金からの借入れ ... 919億円
- ・ 土地開発公社等への貸付金の回収 ... 900億円
- ・ 地方交付税の計上 ... 800億円
- ・ 財政健全化債の計上 ... 500億円

などを見込むことにより、ようやく歳入・歳出の均衡を図ったところである。

(5) 準用再建団体転落の危機

このような歳入・歳出両面にわたる取組にもかかわらず、府財政はこれまで以上に深刻な状況に陥っており、準用再建団体転落の重大な危機に直面している。

自治大臣が承認する財政再建計画の内容については、詳細な定めはないが、仮に本府が準用再建団体となれば、国の承認した事実上の赤字解消計画のもとに、過去に生じた赤字を一定の期間内に解消するため、毎年度確実に黒字を生み出す必要があることから、国基準を超える事業や本府独自に実施している事業の廃止を中心に、歳入・歳出全般にわたり、より厳しい取組を余儀なくされるものと考えられる。

すなわち、本プログラムでは府民生活や市町村財政への影響を考慮に入れ、一定の施策水準の維持や激変緩和措置を講じることとしているが、そのような配慮は困難になるものと考えられる。また、社会潮流の変化やこれから社会づくりの課題に対応していくための施策の再構築についても、本府独自の政策判断は極めて制限されたものとならざるを得ず、府民生活や経済活動にも多大の影響を及ぼすと見込まれる。

準用再建団体への転落は何としても回避しなければならない。

※ 準用再建団体

<準用再建の制度>

地方財政再建特別措置法では、「標準財政規模の5%以上の赤字を発生した都道府県は、自治大臣が承認した財政再建計画に従って財政再建を行う場合でなければ地方債を起こすことができない。」とされている。

この制度で、自治大臣の承認を受けた団体を「準用再建団体」と呼ぶ。本府の場合、平成10年度の標準財政規模が1兆2,900億円であることから、地方債の制限を受けることとなる赤字額は約645億円である。

* 準用再建団体の承認状況

- 昭和40年代以降準用再建団体となった府県はない。
 - ・ 昭和30年度以降の準用再建団体 288団体（うち府県2）
 - ・ 現在財政再建中の団体 1団体

<財政再建計画の内容>

自治大臣の承認に係る財政再建計画の策定についての自治省通知（昭和40年4月15日）によれば、「財政再建計画は、過去に生じた赤字を年次計画により解消するとともに、税、使用料等歳入の增收措置及び管理費の抑制、低減措置等により財政構造の改善を図り、もって健全な財政運営の基盤を確立することを重要な目的とする。」とされている。

2 長期財政推計

今後10年間、特段の対策を講じなかった場合、大阪府財政がどのように推移するかを把握するために、一定の前提条件の下、財政収支の推計を行った。

本年に入って景況がさらに悪化し、法人二税の5月申告が予測を下回ったことから、本年2月に発表した「財政再建プログラム（試案）」時の推計と比べ、府税収入の見通しを大きく下方修正せざるを得ない状況に立ち至った。

その結果、各年度の財源不足額は、平成11年度の4,950億円から、最大は平成14年度の6,250億円と、府税収入額の約1／2に匹敵する財源が不足するという、極めて深刻な事態が予測される。

長期財政推計(試算)

(単位:億円)

年 度		10当初	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
義務的経費	13,447	14,100	14,600	15,050	15,400	15,550	15,650	15,550	15,750	16,050	15,950	
人件費	10,160	10,450	10,650	10,800	10,900	10,950	11,150	11,000	11,350	11,700	11,600	
扶助費	715	750	800	850	900	950	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	
公債費	2,572	2,900	3,150	3,400	3,600	3,650	3,500	3,500	3,300	3,200	3,150	
準義務的経費	5,040	4,350	4,350	4,350	4,450	4,550	4,650	4,750	4,900	5,000	5,150	
投資的経費	4,614	4,800	4,600	4,700	5,100	4,800	4,300	4,300	4,250	4,250	4,200	
国庫補助	2,955	2,900	2,900	3,050	3,000	2,900	2,850	2,850	2,800	2,850	2,850	
出单独	1,659	1,900	1,700	1,650	2,100	1,900	1,450	1,450	1,450	1,400	1,350	
一般施策経費	5,664	5,550	5,550	5,450	5,500	5,600	5,550	5,600	5,650	5,750	5,800	
歳出合計	28,765	28,800	29,100	29,550	30,450	30,500	30,150	30,200	30,550	31,050	31,100	
特定財源	9,290	9,250	9,200	9,150	9,350	9,200	9,000	8,950	9,050	9,150	9,150	
国庫支出金	4,075	4,200	4,250	4,300	4,300	4,350	4,350	4,350	4,450	4,500	4,550	
府 債	2,205	2,200	2,050	2,000	2,200	2,050	1,800	1,800	1,800	1,800	1,750	
そ の 他	3,010	2,850	2,900	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,800	2,850	2,850	
入府税	13,518	12,350	12,250	12,250	12,550	12,900	13,200	13,550	13,850	14,200	14,550	
一般歳入	2,838	2,250	2,250	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	
歳入合計	25,646	23,850	23,700	23,650	24,200	24,450	24,600	24,950	25,400	25,900	26,300	
要確保財源	(3,119)	4,950	5,400	5,900	6,250	6,050	5,550	5,250	5,150	5,150	4,800	

(注) ()は、10年度当初予算における財源対策額である。

税関連実質収入	10,739	9,850	9,800	9,800	10,050	10,300	10,550	10,800	11,050	11,350	11,650
---------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(注) 税関連実質収入とは、(府税+譲与税+清算金収入)-(税関連の交付金、清算金支出、還付金)である。

■ 長期財政推計（試算）の前提

【歳 出】

○ 人件費

職員数は児童生徒の減少に伴う教員の減を見込んだ。

給与改定は平成10年度以降、毎年 0.5%と見込んだ。

○ 扶助費

個別事業ごとに過去 3 カ年の実績伸び率等を参考に推計した。

○ 公債費

各年度ごとの府債発行見込額から推計した。

○ 準義務的経費（税関連歳出等）

府税収入見込額から推計した。

○ 投資的経費及び一般施策経費

財政収支への影響が大きいと考えられる事業（総事業費がおおむね30億円以上のも のなど）で現行の事業計画等をベースとして事業費を見込めるものについては、個別 に積み上げを行った。

その他のものについては、平成10年度予算と同額とした。

【歳 入】

○ 特定財源（国庫支出金、府債等）

現行制度をベースに歳出運動で見込んだ。

○ 府税

平成10年 7 月試算をベースに、平成11～13年度は伸び率ゼロ、平成14年度以降は、 経済審議会部会報告（平成10年 6 月）をもとに年 2.5%の伸びを見込んだ。

また、現時点で明らかな今後の税制改正として、特別地方消費税の廃止（平成11年 度）を見込んだ。

○ 一般歳入

譲与税、利子割精算金及び地方消費税清算金については、府税同様、平成11～13年 度は伸び率ゼロ、平成14年度以降は年 2.5%の伸びを見込んだ。

その他については、平成11～13年度は個別積み上げ、平成14年度以降は平成13年度 と同額とした。

II ニオレからのお社会と府政のあり方

将来にわたり、かつて経験したことのない厳しい財政状況が続くものと想定される中にはあっても、府政は社会の変化に対応し、新たな時代の要請に的確にこたえていかなければなければならない。

そのため、以下に例示するような社会潮流の変化を受け止め、施策のあり方について根本から見直し、府政のあり方そのものにまでさかのぼってその再構築をすすめるとともに、新たな施策体系にふさわしい行政執行体制を確立しなければならない。

1 社会潮流の変化と府政

(1) 経済環境の変化と府政

<社会潮流の変化>

我が国経済の将来を見通すと、社会全体の成熟化とその中の少子高齢化の進展などを背景に、消費行動や就労形態も大きく変化し、かつてのような右肩上がりの成長が望みにくい状況となっている。

一方、経済がグローバル化する中で、今まで日本の強みといわれた「日本型経営」が世界に通用しない状況が生まれつつあるなど、我が国経済は今、構造的変革を迫られている。

このような環境の中、大阪は「世界の土俵」での生き残りをかけ、産業構造の高度化や地域経済の活性化に取り組むことが求められている。

<府政の対応>

本府としては、このような経済環境の変化の中で、府政として担うべき分野を改めて精査し、市場経済原理を尊重しつつ、一層の施策の重点化や再構築が必要である。

すなわち、科学技術の振興や情報技術の活用をはじめとする「ビジネスインフラ」の整備を進めるなど、時代に即した産業施策や、産業構造の変化に対応した雇用施策への重点化等が必要となる。

(2) 少子高齢化の一層の進展と府政

<社会潮流の変化>

本府では、合計特殊出生率が全国最低レベルであることなどから、今までに例のない急激な少子高齢化が進展すると考えられ、将来的には本格的な人口減少社会に直面すると見込まれる。これに伴って生じる次のような変化や社会的要請は、人口増加やピラミッド型の人口構造を前提に構築されてきた現行社会システム全体の変革をっていくものと考えられる。

— 医療、介護等に係る社会的費用の増加とそれに対応する新たな市場の健全育成の要請

— 子育てを支援する環境の整備充実の要請

— 社会全体で見た「受益と負担のバランス」「世代間の公平性」の確保の要請 等 <府政の対応>

府政は、少子高齢化の急激な進展、人口減少社会の到来に伴う諸課題に対応できる社会システムの構築を支援するため、保健・医療・福祉分野にとどまらず、教育、産業、雇用、まちづくりなど、広範な分野において人口構造の変化を織り込んだ施策構造への転換を要請されている。その際、サービスや施設の使い手の多様性に配慮するとともに、民間や市町村との役割分担のあり方について十分な検討を行うことが必要となる。

(3) 環境・エネルギー問題と府政

<社会潮流の変化>

地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化を背景に、社会経済構造そのものを省資源・省エネ、環境負荷の少ない循環型へと転換させることが要請されている。また、生活レベルでの環境影響や有害化学物質等への対応も引き続き求められており、関連する社会的費用の増加とともに、それらをビジネスチャンスとする新たな市場の拡大が見込まれる。

<府政の対応>

府政は、産業型公害、都市環境問題への取組の経験を活かし、社会経済構造の転換を支援するため、府民、事業者の自主的取組を促進することを基本に、グローバルスタンダード（国際標準）に合致した社会的ルールづくりや、府の施策事業における率先した取り組み、市場経済システムを活用した普及の仕組みづくりなどの方向に重点化することが必要となる。

(4) 人権意識の高まりと府政

<社会潮流の変化>

人権問題の多様化・複雑化の中で、21世紀は「人権の世紀」といわれるよう、全ての人が個人として尊重される人権尊重の社会づくりが重要な課題であり、自立した個人の責任ある社会参画とそれを支える人権尊重の風土づくりや、個人の創意や工夫が活かされ選択と自己決定権が尊重される仕組みづくりが求められている。

<府政の対応>

府政は、府民の人権や個人の尊厳を尊重する社会風土づくりをすすめるため、府政の各分野で人権尊重を基軸にした施策展開をすすめるとともに、府の内外に情報を発信することなどにより、先導的な取組をすすめが必要となる。

(5) 府民意識の変化と府政

<社会潮流の変化>

民間企業部門の経営環境等を背景に、公的部門の施策・事業に対する視線は一層厳

しいものとなっており、府民は行政施策やサービスの「客体」というよりはむしろ「利用者」「評価主体」としての、また、「主権者」「納税者」としての姿をますます鮮明にしつつある。

一方、情報化の進展、ネットワーク社会の到来等により府民の「大阪」への要求水準が高まる中で、ボランティア活動やNPO活動を通じて、自ら積極的に「大阪」づくりに参画しようとする新たな府民像が登場しており、このような府民の責任ある主体的な参画を歓迎する体质と、その評価（施策・事業の利用者満足度による評価）を受け入れる姿勢が求められている。

<府政の対応>

府政は、このような参画と評価が成り立つための最低条件として、情報公開の推進により透明性を向上させ、アカウンタビリティ（説明責任）の要請にこたえていくことはもとより、府民の諸活動やそのための情報収集を適切にコーディネートする機能を発揮していく必要がある。

(6) 地方分権の要請と府政

<社会潮流の変化>

社会の成熟化が進み、価値観が多様化する時代においては、ナショナルミニマム的な均質性に加えて、地域それぞれがもつ多様性、独自性に基づく個性ある豊かさが求められている。また、地域における行政に対しても、利用者、納税者からは、参画でき、評価（監視）できる、身近なところでの施策展開を求める声が高まっている。

<府政の対応>

こうした自主性、自立性を求める地方分権の要請の中で、府政は、府民の満足度向上を基本に、施策・事業ごとの国・市町村との役割分担の精査が求められる。

特に、市町村との関係では、分権の時代に対応した新たな関係の構築をめざし、地域に関わる行政は市町村が担うという市町村優先の原則のもとに、権限移譲をすすめる一方で、市町村の自律的行政運営を支援する仕組みづくりへの重点化が必要となる。

2 府政転換の基本的方向

これまでの社会システムの多くは、行政制度の仕組みも含めて経済や人口の右肩上がりを前提として機能するものであったが、経済環境や人口構造等の大きな変化を背景とする前述のような社会潮流の変化により、まさに構造的な変革を要請されている。

今後の府政は、こうした要請を踏まえるとともに、厳しい財政状況を考慮し、おおむね次のような方向から、政策の転換を行うものである。

□ 府政に求められる役割を精査

限られた行政資源の効率的な配分を行うため、市場経済的視点も踏まえつつ、本当に「府政にしかできないこと」なのかどうかを厳しく精査し、施策を選択していく

□ 直接的なサービス提供から府民・企業が活動しやすい条件の整備へ

これまでの本府の施策は、均質・画一的なサービスを府民に府自ら直接提供するようなものが多かったが、今後は多様な選択が可能な社会の実現に向けて、厚みを増しつつある民間諸活動との連携を強めつつ、必要なルールづくりや情報提供、活動のコーディネート、本府の持つ既存資源の活用などを含めた、府民・企業の自立的な活動のための条件整備に重点をシフトする

□ 府民の満足度を尺度に

行政の透明性を高めて、行政サービスの利用者である府民の満足度を尺度に絶えず点検を行い、無駄のない利用者本位のサービス提供に努める

3 施策再構築の視点

(1) 施策選択の視点

府政の新たな方向に沿った施策の再構築をすすめるため、今後、次のような視点から施策選択を行うものとする。

- ① 府税を投入する施策・事業（サービス）として納税者の納得が得られるか
　　<公共性の精査>
- ② 使い手の立場に立ったサービスとなっているか
　　<利用者主権の尊重>
- ③ サービスが効率的に提供されているか
　　<効率性の追求>

(2) 施策選択の具体的基準

施策選択を行うにあたっては、それぞれ具体的に次のような基準により精査を進めるものとする。

① 公共性の精査

- 公的関与のあり方と府政の守備範囲の再点検

- 行政と民間との適切な役割分担

行政改革推進計画（平成10年度版）に掲げられた「公民の役割分担に関する基本指針」に基づき、適切な役割分担を図るものとする。

- ・ 民間部門の活動領域の拡大、市場経済を通じて提供されるサービスの多様化・高度化等の実態を踏まえ、民間で実施可能な分野は可能な限り民間に任せることを基本とする
- ・ 行政部門が担う役割は、基本的指針となる計画の策定、制度的枠組みの整備・調整、サービスの質や水準を担保するための仕組みづくりなど、民間諸活動が府民の満足度向上につながるための基礎的条件整備にその重点をシフトする
- ・ 民間では供給されないサービス、あるいは民間部門の活動にゆだねた場合にはサービスの質や量等において府民が必要とする水準が期待できない分野については、行政部門自らがサービスを提供する、あるいは民間活動を適切に支援・誘導する

- 行政主体間の適切な役割分担

地方分権の推進が強く求められている中、真に実効ある地方分権の実現に向け、適切な役割分担を図るものとする。

- ・ 国に対しては、国家的利害に関わる課題や、統一的基準により全国的に展開すべき政策課題等への対応にその役割を重点化するとともに、地方分権推進計画の基本的理念に基づき、地方公共団体の自律的行財政運営に向けた制度改善等をすすめるよう強く求める

- ・ 市町村との間では、地域に関わる行政は市町村が担い（市町村優先の原則）、府は広域的自治体として、広域的な課題や市町村が担うことが困難な課題への対応、市町村の行政運営体制強化の支援に重点をシフトすることを基本に、施策展開における適切な役割分担を行う。

② 利用者主権の尊重

利用者満足度の向上

使い手（利用者）にとっては、行政活動もサービスであるという側面をもっていることに留意し、常に適正な受益者負担の下、使い手の満足度を高める方向でサービス内容の精査を行う。

受益と負担のバランス

受益者の負担能力に配慮した中で、適正な受益者負担を徹底する。その際、現在のみならず将来にわたる世代間の公平性を確保するために、施策・事業の推進や制度設計にあたっては、長期見通しに基づき、リスク管理等に十分な配慮を行う。

③ 効率性の追求

費用対効果の精査

限られた財源で最大の施策効果（利用者満足度）や税源涵養を含む投資効果を実現するため、費用対効果の精査を徹底する。

- ・ 事業の重点化や重層化、そのための事業間・事業主体間の横断的連携、総合化をすすめる
- ・ 民間部門との連携等により効率性の向上を図る
- ・ 将来の維持・補修・更新負担を考慮し、良質なストック形成に重点を置く

社会的資源の再評価と有効利用

既存の公民のストック、人材などを今日的視点から再評価し、社会の新たな要請にこたえられるよう有効に活用できる仕組みづくりをすすめる。例えば、既存の公的施設のうち、民間の経営資源として積極的に評価されるものについては民営化し、市場経済を通じた有効利用にゆだねることを視野に入れ、そのあり方を抜本的に検討する。

- ・ 施設間の相互利用、多面的利用をすすめる
- ・ 民間人材の活躍の場の拡大をすすめる

4 新たな行政執行体制確立の視点

今後の行政執行体制については、施策の再構築と併せて、これから社会が要請する行政の役割に即したかたちへと変革していくことが不可欠であり、その際の視点は、以下のとおりである。

- 施策選択の基準に対応した簡素で効率的な体制へと再編すること
- 情報公開の推進やアカウンタビリティ（説明責任）の徹底、外部評価の導入等により行政全般の透明性を向上させるとともに、組織倫理の向上につなげること
- 職員の能力の適切な評価に基づく適材適所の人事配置や職員の意識改革を更にすすめ、組織の活性化を図ること
- 情報技術の活用により、情報化社会にふさわしい業務改革をすすめるとともに、府民サービスの向上をはかること

当面の重点的な取組としては、以下のとおりである。

- (1) 総合的な情報公開の推進
 - ・ 大阪府情報公開推進会議等幅広い府民の意見を聞きながら、現行の大阪府公文書公開条例の見直し・改正を図るとともに、情報提供や会議の公開を推進するなど、総合的な情報公開の推進に努める。
- (2) 行政評価システムの導入
 - ・ 事務事業の効率性や効果を数値等によって評価する行政評価システムについて、導入に向けた検討を行う。
 - ・ 平成10年度においては、建設事業を対象として、社会経済情勢の変化等を踏まえた再評価をモデル的に実施し、必要に応じ見直しを行う。再評価に際しては、第三者の意見を聞くこととする。
- (3) 職員の能力の向上と活用
 - ・ 限られた人材を最大限に活用する観点から、新たな民間実務研修の導入等により、職員の能力向上に努めるとともに、自己の能力・適性を申告するシステム（自己申告制）や特別な能力が求められる職へ職員が応募するシステム（人材募集制度）の充実など、職員の能力をより一層職務に反映させる人事システムについて検討を行う。
- (4) 行政情報化の推進
 - ・ パソコンとそのネットワークの活用によって、情報の共有化とコミュニケーションの強化を図り、職員一人ひとりの政策形成能力を向上させる。さらに、ペーパーレス化と業務効率の向上を達成するとともに、府政の情報発信能力を高め、府民サービスの向上を図る。

III 財政再建への具体的取組

1 施策の再構築に向けて

将来にわたる厳しい財政収支見通しの下、本府が社会潮流の変化に柔軟かつ機動的に対応しつつ、その責務を着実に果たしていくためには、府政の大胆な転換を図っていかなければならない。

そのため、府民ニーズや社会経済情勢を踏まえた緊急性・重要性を見極め、府政としてめざすべき方向を明らかにしたうえで、これまで取り組んできた施策全般について、あらゆる角度から精査・点検を行い、廃止すべきものや見直すべき点と併せ、限られた財源の下で重点的に取り組むべき施策の方向を示す必要がある。

以下、府政全般にわたる施策の再構築のあり方について、各部局の枠組みにとらわれることなく、【健康・福祉】、【環境】、【教育・文化】、【産業・労働】、【都市整備】の各政策分野ごとに、<基本的な考え方>、<施策再構築の考え方>、<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>を示すこととする。

(1) 【健康・福祉】

<基本的な考え方>

少子高齢化の急激な進展の中、府民のQOL（生活の質）の向上をめざし、利用者が信頼し、納得できる質の高いサービスを、利用者の適正な負担のもと、身近なところで利用できるシステムづくりをすすめていかなければならない。

そのため、平成12年度の介護保険法施行・社会福祉制度の抜本的改革実施を目指し、自立支援の強化や受益と負担のあり方の見直し等を柱として、本府の総合的な福祉施策体系の確立に向けた検討に着手する。

その際には、今後、国制度の動向も踏まえながら、次の視点から適切な役割分担を図り、保健・医療・福祉の各分野にわたり、質の高いサービスが連続的・総合的に提供される、利便性・効率性の高い体制を整備することを基本方向とする。

- NPO等を含む民間など、多様なサービス提供主体の参画を一層促進すること
- 公的部門においては、住民に身近なサービスについては市町村から提供されることを基本とすること
- 府は、国等とも連携しつつ、「先導的施策の企画・誘導」「専門的・広域的な施策の推進」「市町村への包括的支援」「サービスの質等の監視」を担うこととすること

さらに、今後は、福祉に関連する新産業の育成やホームヘルパーなど福祉人材の就労の場の拡大による雇用創出など、経済効果が期待されることをも踏まえ、行政全般の福祉化をすすめるとともに、高齢者・障害者を含むすべての府民が、個人の自立を基本としながら、地域の連帯に支えられ、安心して生活することができるよう人にやさしい福祉文化の醸成を図る。

<施策再構築の考え方>

① 自立支援を中心とするサービスの選択肢拡大

個人の尊厳に立脚した自立支援強化への施策転換を図ることを基本に、適正な負担のもとで、利用者が自らサービスを選択し利用できるよう、既存資源等の活用を図りながら、サービスの選択肢を拡大する。その際、利用者の負担能力等に配慮しつつ、世代間の負担の公平性や社会全体でみた受益と負担のバランス確保に努める。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 市町村保健センターや保健所、地域の医療機関を核に、健康診査の充実や府民の自主的健康づくり活動を支援するとともに、訪問看護や「かかりつけ」機能等の充実を支援し、地域における医療アクセスの向上を図る
- ・ 高齢者や障害者等が必要なときに適切な看護や介護を受けることができるよう、地域ケアの充実に向け、きめ細かな在宅サービスの推進や情報の提供に努める
- ・ 権利侵害に関する相談や経済生活支援サービスの拡充を支援し、障害者や高齢者の権利擁護を図る
- ・ 府立施設や地域の既存施設等を活用した高齢者や障害者等の就労や社会参加の場の拡大を支援する
- ・ 府単独の医療費助成事業（障害・母子・老人・乳幼児）について、制度の発足時からの社会経済情勢の変化や介護保険制度の導入等を踏まえ、対象者の範囲、府と市町村の適切な役割分担、受益者負担のあり方等を考慮したうえで見直しを行う

② 多様な主体による総合的なサービスの提供

多様な主体による幅広くきめ細かなサービス提供をめざし、民間等の参入促進に向けた適切な条件整備をすすめるとともに、公的部門におけるサービスの提供にあたっては、住民に身近なサービスは市町村を主体として提供することを基本とする。一方、府としては、身近な地域において総合的な保健・医療・福祉サービスが効率的に提供されるよう、専門的・広域的施策を推進するとともに、市町村への支援や民間等の誘導に努める。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 市場原理の導入による施設サービスの質の向上に向け、社会福祉施設に対する給与改善費補助及び施設整備促進費補助の見直しを行う
- ・ 府立の福祉施設について、市町村や民間との役割分担、利用者ニーズの変化を踏まえ、市町村への移管、民間移行や廃止を視野に入れた検討を行う
- ・ 身近な保健サービスにおける「市町村主体」を明確にしながら、「府民健康プラザ」の将来方向の詳細について検討をすすめるとともに、地域保健関連諸法に基づき、保健サービスの市町村移管をさらに推進する。また、保健所政令市化に向けた協議をすすめる
- ・ 医療機関の機能分担や、医療機関相互の連携強化を図り、医療サービスの連続化及び府域の医療水準の確保・向上に努める。府立の病院については、その役割の明確化を図るとともに、自律的組織運営体制の整備をすすめる

- ・ 地域の実情に即した連続的な保健・医療・福祉サービスが、市町村の主体的判断により展開されるよう、多面的な支援を行う。また、財政的支援については、補助メニューの統合化・一括交付方式の導入や、補助基準のあり方について、検討をすすめる

③ 透明性確保によるサービスの質の担保、府民の安全に関わる監視への重点化

利用者のQOL（生活の質）の向上に向け、様々な主体により提供されるサービスの質を担保するため、医療監視や福祉法人等の監査システムを強化するとともに、サービスの質を利用者自身が評価・監視できるよう、サービスに関する情報の開示を促進する。

また、公衆衛生等に関する調査研究については、府民生活の安全や健康の確保に向け、府と国等との機能分担を明確にしながら、他機関との連携を図るとともに、新たな健康有害物質等の監視への重点化を図る。

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 医療や福祉サービスの質の担保に向けた取組を強化するとともに、利用者によるサービス評価・監視に向けた情報開示の促進を図る
- ・ 新たな健康有害物質・感染症等の監視・検査への重点化を図るとともに、府民への効果的な情報提供をすすめる
- ・ 公衆衛生研究所について、緊急時の対応も踏まえつつ、府として担うべき調査研究機能の明確化と他研究機関等との連携強化を図る

④ 地域の福祉化

地域の既存資源を福祉・健康の基盤づくりに最大限活用するとともに、分野を越える施策の連携により、行政サービス全般の福祉化をすすめる。あわせて、自助・共助・公助が重層的に組み合わされた地域福祉の実現に向け、地域の人材の有効活用やNPO、ボランティア等の活動環境の整備に努める。

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 学校の余裕教室等、地域の既存施設の有効活用をすすめる
- ・ 高齢者や障害者に配慮した公園や府営住宅の整備・運営など、他分野との連携強化による行政の福祉化をすすめる
- ・ 看護・介護専門職の柔軟な雇用の支援など、潜在的な人材の有効活用に向けた条件整備をすすめる
- ・ 住民が支え合う地域社会づくりを支援するとともに、NPO・ボランティアの参画促進に向けた条件整備を行う

(2) 【環境】

<基本的考え方>

都市活動全般にわたる環境負荷の低減と、自然との共生による豊かな環境の創造をめざし、府民や事業者の自主的な取組を促進する。

府は、深刻化する環境汚染に対応した「汚染者責任」を原則とするルールづくり、都市と共生する農林水産業の活性化を通じた自然資源の保全・活用と豊かな「食」の提供の促進、府民・事業者・市町村の主体的取組による「みどり」の保全・活用と創出の促進などの役割を果たす。

さらに、持続的発展が可能な循環型社会をめざし、「ゼロ・エミッション」の推進や環境負荷低減に向けた府民のライフスタイル・社会経済システムの転換を支援していく。

<施策再構築の考え方>

① 環境負荷の低減に向けた役割分担の明確化

国・市町村との役割分担の下、「汚染者責任」の原則に基づき、廃棄物や有害化学物質による環境負荷の低減に向けた取組をすすめる。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 廃棄物処理や資源リサイクルに係る補助事業の見直しなど市町村との役割分担の明確化を図るとともに、府民や事業者に対する啓発・指導や市町村に対する技術的な支援に重点的に取り組む
- ・ ダイオキシン類など新たな有害化学物質について、国への財政的・技術的支援を求めつつ、市町村との連携の下、発生源調査の指導徹底と汚染原因者の自主管理の促進により排出抑制を図るとともに、環境監視の強化、関連情報・知見の集積と周知に努める
- ・ 発生源対策や公害監視センターで実施しているモニタリング機能のあり方を見直すことにより、新たな有害化学物質に対する監視や検査分析業務を効率的に実施する

② 府民・事業者・市町村の主体的取組の促進による自然との共生と豊かな「食」の提供

ア 農林水産業の営みを通じた自然資源の保全・活用

農林水産業の振興にあたり、業の持つ自然資源としての多面的な機能を再評価しつつ、持続的な業の営みを通じて自然資源の保全・活用を図るという観点から、施策の重点化を図る。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 国・市町村との連携の下、地域の核となる農業経営体の育成や交流型農業の展開など、経営体质強化と経営形態の多様化による地域営農システムの確立に向け

て施策の重点化を図る

- ・ 農業基盤施設の整備については、業の拡大のみを目的とする大規模なほ場やかんがい施設等の整備事業を段階的に見直し、農空間の持つ資源循環、環境保全、防災など多面的な機能を活かし、都市と共生した地域づくりの推進に資する事業への重点化を図る
- ・ 農空間の保全・活用に向け、農業者、府民、市町村の果たすべき役割を明確にしながら、「ため池環境コミュニティ」などの自主活動や農業団体による施設管理を促進する
- ・ 森林整備にあたり、国・市町村との役割分担の明確化を図りつつ、森林組合の広域合併などにより、森林整備の効率的実施を促進する
- ・ 魚類の繁殖と育成につながる効率的な漁場整備に重点化を図る
- ・ 農林水産関連の各種基盤整備について、市町村との役割分担の明確化を図るとともに、社会情勢の変化等を踏まえた事業の再評価システムを確立する

イ 府民・事業者・市町村が主体となった「みどり」の保全・活用と創出

周辺山系や市街地などにおける「みどり」の保全・活用と創出に向け、市町村との役割分担の明確化、施策効果の点検と施策対象の絞り込みを行いつつ、府民・事業者・市町村の自主的な取組を基本とする施策に重点化を図る。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 周辺山系をはじめ府域に残された貴重な自然環境の保全・活用に向け、(財)大阪みどりのトラスト協会などと連携を図りつつ、地域住民の参加と協力を促進する
- ・ 府民の森の管理運営にあたっては、利用者に適切な受益者負担を求める
- ・ 市町村との役割分担の明確化を図るという観点から、緑化センター事業などこれまでの緑化施策を見直し、府民・事業者・市町村の自主的努力を基本とした地域緑化の促進に向け、技術的支援や情報提供に努める

ウ 多様化する消費者ニーズに対応した新鮮で安心できる豊かな「食」の提供

府民の生活環境の変化と多様化する消費者ニーズに対応し、新鮮で安心できる豊かな「食」の提供に向けて、社会的要請が高い領域の試験研究・技術開発とその成果の普及に重点化を図る。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 社会的要請の高い試験研究ニーズに的確に対応するため、府立農林技術センターにおける試験研究体制の再編、調査研究領域や課題の絞り込みを行うとともに、他機関との連携強化による調査研究の高度化・効率化や技術移転促進を図る
- ・ 消費者ニーズを踏まえ、安全で安心できる農産物の安定的供給、鮮度保持・加工に関する技術や食物残渣リサイクルなど食品産業が共通して抱える技術的課題に、試験研究・技術開発・普及の重点化を図る

③ 持続的発展を可能とする循環型都市への転換

「ゼロ・エミッション」の推進や持続的な農業の促進など、社会経済システムやライフスタイルそのものの転換をめざし、府としての先導性・専門性を発揮し、府民・事業者の自主的な取組をより一層促進する。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 市場ニーズを踏まえ、民間事業者との共同開発方式の導入などにより、省エネルギーやリサイクル、NO_x削減など環境負荷低減に向けた調査研究や環境保全技術・システムの開発に重点的に取り組む
- ・ 建設残土、廃材や下水処理水の再利用などの環境保全技術・システムの建設事業への導入や民間事業者への技術移転・普及促進を図る
- ・ 家畜排泄物や剪定枝などの有機資源リサイクル、減農薬など環境と共生する持続的な農業を重点的に促進する
- ・ ISO 14001取得など環境負荷の低減に向けた府としての取組を強化するとともに、環境教育や啓発を通じて府民・事業者への普及促進を図る

(3) 【教育・文化】

<基本的考え方>

少子高齢化・国際化・情報化等の社会の変化に対応しつつ、すべての児童生徒が生涯にわたって心豊かに主体的に生きていく資質や能力を身につけることができるよう、一人一人の個性や創造力、豊かな心を育む教育を推進するとともに、様々な教育上の課題が生じる中で、児童生徒が明るく生き生きと学び、保護者・地域住民等に信頼される活力ある学校づくりをすすめる。

また、豊かな府民生活の創造と都市魅力の向上をめざし、地域の文化的資源やこれまでの取組により蓄積してきたストックを有効に活用しつつ、府民の自主的・創造的な活動を支援するソフト重視の生活文化政策を推進する。

<施策再構築の考え方>

① 児童生徒数の減少期における子どもの視点に立った教育改革の推進

ア 府立高校の特色づくりと小中学校の活性化

高校教育において、生徒一人一人の個性と創造性を伸ばし、時代のニーズに応じた多様な学習と幅広い進路の選択を可能にするシステムの構築に努める。また、小中学校においては、様々な教育課題に対応して、教育機能が十分に発揮されるよう、学校活性化の方向を明らかにする。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 府立高校における特色づくりの推進と合わせて再編統合を実施する
- ・ 公立小中学校において、教育効果の面から見た学校規模の適正化や、学校・家庭・地域社会の緊密な連携をはじめとする開かれた学校づくりの推進など学校活性化のための指針を策定する

イ 教職員の効果的な配置及び多様な人材の活用

様々な教育課題を抱える学校教育の実情を踏まえ、教職員の資質向上を図り、より効果的な配置に努めるとともに、様々な分野における多様な人材を学校教育にお

いて活用する。

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、府単独加配教員を含めた教職員の効果的な配置を行う
- ・ 地域や民間企業等における優れた知識・技能を有する人材や経験豊富な教員O Bなどの人材を有効活用する

ウ 生徒減少期における公私の適正で自由な競争と教育諸条件の維持向上

保護者負担の公平性を確保することにより、公私立高校の適正で自由な競争条件を整備しつつ、高校教育の教育諸条件の維持向上を図る。

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 私立高校授業料軽減助成について、低所得者層への助成は維持しつつ、平均所得を超える層への助成の見直しを行う
- ・ 府立高校の教育諸条件の維持・向上を図っていくために、保護者負担のあり方について検討をすすめる

エ 市町村等との役割分担・連携強化

府は経常費助成、市町村は保護者負担の軽減という基本的考え方の下、幼稚園就園支援に係る府と市町村の役割分担の明確化を図る。

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 保育料軽減助成について、3歳児の幼稚園就園の促進に配慮しつつ、4、5歳児助成の見直しをすすめる

② 府民・地域の活動支援に重点を置いた生活文化の振興

新しい文化創造へのインセンティブに重点を置き、行政主導型、提供型の施策から、府民・地域の活力や創造性を引き出す取組、ストックの蓄積からフロー化のための取組へとシフトさせる。また、府民の幅広いニーズに対応するため、民間・市町村との役割分担により多様な選択肢を確保する。

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 固定的な団体補助から若手芸術家の育成や企画提案型事業の支援へと重点化を図る
- ・ 民間、市町村との役割分担を踏まえ府民劇場の特色化・重点化を図る
- ・ 民間、市町村と連携しつつ、整備がすすんだ文化施設の活性化、既存建造物の空間や府所蔵美術作品の一層の有効活用を図る
- ・ N P O活動の活性化を図るとともに、行政、N P O、企業の共働・協調関係の構築を図る

③ 府民の利用便益を考慮した生活文化関連施設の再編成

長年にわたり府民の生活や文化活動を支援してきた生活文化関連施設について、民間・市町村との役割分担や現代において求められる社会的役割を点検し、府民にとってより有用で利便性が高く、かつ効率的な運営が可能となるよう再編をすすめる。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 府庁新別館に、文化情報センター、現代美術センターを移転することにより、府民の文化・学習サービスの拠点化をすすめる
- ・ 消費生活センターについては、企業活動や消費行動の多様化に対応し、商品テストの外部委託化をすすめ、相談・啓発機能への重点化を図る。また、市町村、民間との役割分担を踏まえたあり方について検討をすすめる

(4) 【産業・労働】

<基本的考え方>

民間の自主・自律的活動を促進し、大阪経済の活性化をめざす。

そのため、国との役割分担・連携を図りつつ、地域経済の根幹を支える中小企業に対する資金供給の円滑化を促進するとともに、府民の職業生活の安定に向けた雇用対策の重点化を図る。

また、大阪経済の高度化と内外における競争力の向上を図るため、大阪において、「イノベーション（技術革新）と健全な競争」による活発な企業活動が展開されるよう、企業の技術開発力・経営力の向上と内外企業の立地促進に向け、企業活動を支えるソフト・ハードの魅力的な「ビジネスインフラ」の整備を推進する。

あわせて、産業構造の変化に対応したマンパワーの確保・育成支援等を図る。

<施策再構築の考え方>

① 国との役割分担の明確化と連携による金融円滑化と雇用対策の推進

金融自由化の進展や地域経済の構造変化の中において、国との役割分担・連携により、中小企業者への円滑な資金供給機能の確保を図る。また、国との役割分担・連携を図りつつ、厳しい雇用情勢の影響を受けている府民の職業生活の安定を図る。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 国の主導的な役割を求めつつ、中小企業者への資金供給の円滑化と信用保証の補完に努める
- ・ 国との連携の下、厳しい雇用環境を踏まえた雇用対策の重点化を図る

② 地域間・国際市場競争力の強化に向けた企業活動条件・環境の整備

ア 大阪産業の高度化に向けた効率的な支援体制の確立

大阪産業の高度化を支援するため、本府関連団体・機関等を通じて実施している各種事業を見直し、その組織・体制のあり方も含め、より一層の効率的・戦略的展開に向けた整理・統合を行う。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 関係団体の自律的活動を促進するため、これまでの補助事業のあり方を見直すとともに、出先機関・出資法人が有する情報発信、調査研究、デザイン支援等機

能の整理を行う

- ・ 経済団体や民間支援機関との連携を深め、府関連事業等における民間専門人材の積極的活用を図り、経済交流など企業活動支援機能の向上を促進する。

イ 既存産業の高度化・活性化と新産業育成・創出のための環境整備

- ・ 技術力強化と市場開拓・経営力強化の両面から、既存産業の高度化・活性化を図る。新産業分野の市場環境の醸成に努めるとともに、公的機関や各種民間支援機関の活用により、中小・ベンチャー企業の自主的・自律的活動による新たな分野への事業展開を効率的に支援する。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 産業技術開発力の向上に向け、産業・大学・試験研究機関の共同研究・広域的連携、中小企業への技術移転を促進するとともに、経営力や市場開拓力の強化に向け、ビジネスマッチングの支援に努める。
- ・ 環境・エネルギー、福祉など新産業分野の市場環境の醸成に努める。
- ・ 新産業・新規事業展開をより一層促進するため、産業技術総合研究所、研究開発型企業振興財団と併せ、政府系機関や民間支援機関・専門人材を活用しながら、意欲ある中小・ベンチャー企業を資金・技術・経営面から支援する。

ウ 内外企業への立地促進策の確立

- 他府県への転出企業数が府域への転入企業数を大きく上回るという現状を踏まえ、新たな事業展開への投資意欲を持つ企業や外国・外資系企業の大坂への立地誘導策の確立に努め、府内への投資を促進する。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 府内立地拠点等への内外企業の誘致施策の確立を図り、その推進に努める。

③ 産業構造の変化に対応したマンパワーの確保・育成支援と勤労者福祉施策の重点化

ア 大阪産業を担う人材育成施策の効果的な実施

- 民間との役割分担を踏まえ、産業構造の変化などに対応できるよう、公共職業能力開発施策の重点化を図る。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 専門学校等との役割分担の明確化や訓練科目の重点化を図りつつ、高等職業技術専門校の再編をすすめるとともに、産業界等との連携により、勤労者のライフステージに応じた効果的な職業能力開発の支援を図る。

イ 雇用環境や勤労者意識の変化に対応した勤労者福祉施策の重点化

- 勤労者意識の変化に的確に対応し、勤労者が自律的な働きができるような環境づくりに資するよう、勤労者福祉施策の重点化を図る。

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 勤労者福祉施設のあり方の見直しと労働教育や労働相談事業の効果的な実施などにより、勤労者福祉施策の重点化を図る。

(5) 【都市整備】

<基本的考え方>

都市の整備は、「建設の時代」から「良好な維持管理と更新の時代」を迎えるつある。しかしながら、府民生活の安全・安心を確保し将来の大坂の活力を支えるための質の高い都市の形成は、いまだ途半ばの状況にある。

本府としては、厳しい財政状況や社会経済環境の変化を踏まえ、緊急性・重要性を判断し、事業の休止・中止を含む抜本的な見直しを行ったうえで、民間や国・市町村と役割分担・連携しつつ、防災や福祉などの観点から良質なストックの形成を図る。また、既存ストックの有効活用による施策展開と、計画的・重点的な維持管理システムの確立に努める。

<施策再構築の考え方>

① 府民の「安全」、「安心」を担う都市整備

府民の生命・財産の保護などを重視した維持管理に努めるとともに、民間や市町村等との役割分担・連携を通じ、災害時における都市の防災機能の向上や、高齢者・障害者への自立支援をはじめとする福祉面の一層の充実に配慮した、道路、河川、公園、住宅等の都市の整備をすすめる。

ア 府民の生命・財産の保護などを重視した維持管理

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 機能が損なわれると、府民生活や経済活動に多大な影響を与える重要施設の維持管理を、計画的・優先的に実施する
- ・ ボランティアや移動モニターなどの活用を図り、危険箇所の早期発見、早期対応に努める

イ 防災面への重点化

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 大規模地震災害に備え、「災害に強い都市づくりガイドライン」の活用など、「減災」の視点を重視する
(救命救急・物資輸送の軸となる広域緊急交通路の耐震強化、広域避難・後方支援に資する公園の防災機能付与、老朽木造密集市街地の整備、生活・消火用水の確保等)
- ・ 近年、災害の発生した箇所や市街地・家屋連担地など、緊急性の高い区域を優先的に、時間あたり50ミリ程度の降雨に対応した治水、浸水対策をすすめる

ウ 福祉面への重点化

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ すべての人が利用しやすい「新ハートフル事業」や福祉施設等と一体となった公園整備など、公園の福祉化を推進する
- ・ 高齢者・障害者の自立を支援するため、福祉施策と連携した府営住宅等を供給

する（グループホーム、コレクティブハウジング、福祉募集の充実、高齢者向け優良賃貸住宅等）

- ・ 福祉施設に至る道路の段差解消や鉄道駅へのエレベーター設置など、福祉施設や鉄道駅の周辺地域及び、在宅福祉を支える住宅のバリアフリー化を促進する

② 大阪圏の「活力」を担う都市整備

民間や国等との役割分担・連携を通じ、大阪圏の活性化、ひいては税源の涵養につながる物流、情報通信の整備や都市魅力の創出などに重点を置きながら、環境との調和などに配慮しつつ、都市の整備をすすめる

ア 都市基盤の高付加価値化（人・モノ・情報の交流の促進）

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 民間や国との連携の下、関西国際空港2期事業を促進する
- ・ 物流・観光などの視点を重視し、関西国際空港を活用した広域国際交流圏の形成に向けた整備を図るとともに、関西国際空港の立地効果をさらに活用し得るよう、国・府・市町村・民間それぞれの主体的な取組をすすめる
- ・ 大阪圏の物流効率化を重点として、広域交通ネットワーク（直轄国道、有料道路等）や港湾（外貿コンテナターミナルなど）の整備をすすめる
- ・ 情報通信の高度化を促進するため、民間との役割分担・連携のあり方について検討をすすめる

イ 都市ポテンシャルを有効に引き出す都市整備

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 高い交通利便性が確保される地域で、都市の交流・集客魅力を創出する大阪圏域の拠点整備に努める
- ・ 商業・都市機能の集積を活かす中心市街地の活性化や、インナーエリア等における定住魅力ある都市居住の促進に向けた既成市街地整備に重点化する

ウ 活力の持続的向上を支える都市魅力の創出や環境との共生

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 都市の美しさや、優れた住環境に配慮したまちづくりをすすめる
- ・ 太陽熱や廃熱などの未利用エネルギーの有効活用、ヒートポンプや地域冷暖房システムの導入など、府有施設でのモデル的な実施に努めながら、市町村や民間事業者による環境共生型のまちづくりを促進する

③ 効率的・効果的な施策展開に向けた新たな取組

社会経済情勢の変化等を踏まえ、建設事業の効率的執行などの観点から、建設事業の評価システムを確立するとともに、既存ストックなどを再評価し、有効に活用できる仕組みづくりをすすめる。また、都市の整備にあたり、市場経済のもとで、民間活力を活用した手法の導入について検討をすすめる。

ア 事業の点検・見直し

<施策の主な見直しポイントと重点的取組方向>

- ・ 事業採択後一定期間を経過した後でも未着工の事業などを再評価し、必要に応

じて見直すため、建設事業の評価システムを確立する

- ・ 「大阪府公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」の着実な遂行により、コスト縮減の一層の徹底を図る
- ・ 都市整備に際しては、将来の維持補修・更新負担のトータルコストを考慮のうえ、実施する
- ・ 都市基盤整備に係る府単独市町村補助事業については、府と市町村との役割分担の明確化の観点から基本的に廃止する

イ 社会的資源（既存ストック、人材等）の再評価と有効活用

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 既存ストックの有効活用に資するTDM施策（総合交通需要マネジメント）の具体化・試行に努める
- ・ 公園などの地下を利用した雨水貯留施設の設置や府有建築物の合築など、公共施設の複合化による効率的な施設整備をすすめる
- ・ 府営住宅建替事業を契機として、福祉施設等の導入や周辺市街地整備など、地域に貢献するまちづくりを開拓する

ウ 民間活力の積極的活用と民間投資の誘発・促進

＜施策の主な見直しポイントと重点的取組方向＞

- ・ 民間の技術力、経営力及び資金力を活用した新たな手法（PFI）の導入による都市基盤整備を検討する
- ・ 民間の開発・更新投資を誘発・拡大するとともに、行政の透明性の向上に資するため、都市基盤整備に係る中期事業計画を公表する
- ・ 区画整理や再開発等の実施にあたっては、民間事業者による業務の代行や特定事業参加者制度の活用等、民間活力を積極的に導入し、民間投資を誘発する
- ・ 住民・民間主体のまちづくりを支援するため、相談等の体制整備を行うとともに、公民の役割分担・連携のもと、都市基盤整備や面的整備、建築物の更新などを重層的、一体的にすすめる
- ・ 遮音性や耐久性等の住宅の性能について表示し、保証する制度を創設し、良質な住宅の供給を促進する

2. 当面の施策再構築の具体的取組

厳しい財政的制約のもとではあるが、社会潮流の変化やこれからの社会づくりを見据えた新たな政策課題に対応していくことは、府政の責務である。

このため、当面、緊急対策期間中においても、限られた財源の中での施策再構築を通じて、以下の施策については、新規に実施あるいは拡充を図ることができるよう、具体的な取組をすすめる。

(1) 【健康・福祉】

○ 府民が安心して介護保険サービスを受けることができる基盤の整備

介護保険制度の導入に向け、府民が自己選択により必要なサービスが受けられるよう、介護サービスの基盤整備を促進するとともに、サービスの質の向上を図るために、インターネット等情報通信システムを活用し、在宅・施設サービス事業者やボランティアなど多様なサービス提供者に関する情報が提供できるシステムを構築するなど、利用者自身によるサービス評価と適正な競争促進の条件整備をすすめる。

○ 高齢者・障害者・母子家庭等の自立支援につながる施策の充実

高齢者や障害者、母子家庭などの生活の質の向上を図るとともに、尊厳を持って安心して生活を送ることができるよう、その自立を支援するため、就労機会の拡大、介護基盤の充実、生きがいにつながる社会参加機会の拡大などの施策の多様化・総合化をすすめる。

○ 医療体制の再編強化

地域での身近な医療から高度な医療までを迅速かつ容易に受けることができるよう、総合的な医療アクセスの向上をめざすとともに、利用者に対する基本的な情報提供機能を強化する。

- ・かかりつけ医・歯科医・薬局の普及や、医師や歯科医師による往診など在宅医療を促進する。
- ・特定科目（眼科、耳鼻咽喉科）救急や小児救急、精神科救急などの分野においてきめ細かい救急医療サービスが提供できる体制の整備を促進する。
- ・各医療機関の機能分担を圏域ごとに明示したマップの作成など、医療サービス情報提供を推進する。

○ 健康づくりの推進

正しい健康情報の発信や科学的・実践的な健康づくり技法の開発・普及を促進するため、健康科学センター（仮称）を中心とした保健所、市町村、地域組織からなる健康づくりネットワークを構築する。

- ・健康科学センター（仮称）において、地域社会における自主的な健康づくり活動を支える指導者の養成等により、府民の健康づくり活動を支援する。

- ・ こころの健康総合センターと保健所との連携のもと、痴呆性高齢者や精神障害者に係る専門ボランティアの養成、ボランティアの組織づくり等により、病院や在宅など地域でのボランティア活動支援を強化する。

(2) 【環境】

○ ダイオキシン等有害化学物質対策の推進

国との連携を図りながら、ダイオキシン等の有害化学物質による環境汚染の実態把握に努めるとともに、今後、高度な分析技術が求められる有害化学物質対策を推進するため、効率的な検査・分析体制を構築する。

○ 農空間などの持つ自然学習等の多面的機能の活用

農業基本法改正の動きなどを踏まえ、農空間や周辺山系が持つ自然学習や環境保全などの多面的な機能を活用して、府民が自然に親しみ、自然を大切にするライフスタイルの普及促進に努める。

- ・ 都市近郊の農空間において、地域における有機廃棄物の再利用など自主的な資源循環への取組や都市住民の農体験などを促進する。
- ・ 国定公園拡大地域における利用拠点などの自然とのふれあいや棚田保全運動などを通じ、自然体験ボランティアリーダーの育成や自然学習の促進に努める。

○ 循環型モデル都市創造に向けた取組

省エネやリサイクルなどの府民・事業者への普及促進により、循環型モデル都市づくりに向けた取組をすすめる。

- ・ 府として環境ISO(ISO14001)の認証取得を行い、電気や紙の使用量の大幅削減などをすすめる環境マネジメントシステムを導入する。
- ・ 府内の中小企業者の購入資金についての融資制度などを通じ、低NOx車の普及促進に努める。
- ・ 環境にやさしい高効率化エネルギーシステム（コージェネレーションシステムなど）を府有施設にモデル的に導入する。

(3) 【教育・文化】

○ 府立高校における特色づくり

- ・ 生徒の多様な選択を可能にする府立高校の特色づくりを、再編統合と合わせて推進する。
- ・ 生徒自らが主体的に選択した学習計画に基づき学ぶことができる全日制の単位制高校や、生徒の特性に応じて高校段階から特定分野の基礎・基本を重視した教育をすすめる専門高校の設置について検討をすすめる。
- ・ 生徒の個性を伸ばし、自らが進路選択できるよう多様な科目を備えた特色ある総合学科の拡充について検討をすすめる。

○ 多様な人材を活用した学校教育の充実

優れた知識や技能を持った、地域や民間企業等の人材など、様々な分野で活躍する人々を幅広く確保するための「学校支援人材バンク（仮称）」を設置し、特別非常勤講師や学校支援ボランティア等としての活用を推進する。

○ 私立幼稚園における子育て支援事業の充実

保護者や地域の保育ニーズに弾力的に対応し、地域における子育て支援機能の向上を図る。

- ・ 幼稚園が保育時間終了後も引き続き園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育推進事業」に対する助成を充実する。
- ・ 保護者の子育て不安の解消に向け、幼稚園が実施するカウンセリング事業等に対して助成する「私立幼稚園と家庭との連携事業」を充実する。

○ 育英会奨学金対象層の拡大

私立高校授業料軽減助成について、平均所得を超える層への助成の見直しを行うに当たり、育英会奨学金の貸付対象層を拡大する。

○ 府庁新別館における府民の文化・学習サービスの提供

府庁新別館に、文化情報センター・現代美術センターを移転することにより、府民の文化・学習サービスの拠点とともに、新別館及び周辺の公共的空間を活用して美術作品の展示を行う。あわせて、府立をはじめとする府内の大学等の高等教育機関と連携し、よりバラエティに富んだ魅力ある公開講座を実施するなど、生涯学習施策の充実を図る。

(4) 【産業・労働】

○ 新産業創造環境の整備に向けた検討

構造転換の遅れが指摘される大阪産業の実態とポテンシャルの分析を踏まえ、有望産業分野の市場環境の醸成と企業の新規事業展開の支援につながる産業振興施策のあり方について検討する。

○ 情報提供などを通じた企業活動活性化の支援

企業の新規事業展開を支援するため、産業技術関連情報や資金調達・人材確保機会への企業からのアクセスをより一層向上させるための取組をすすめる。

- ・ 近畿各府県の大学・試験研究機関との連携により、T L O（特許活用などによる広域的な技術移転機関）の活用や企業の研究開発ニーズと研究機関・人材のコーディネートなど、技術・研究開発情報の広域ネットワークづくりをすすめる。
- ・ 各種公的機関及び民間支援機関が有する産業支援策（投資・融資、経営コンサルティング、人材育成など）関連情報の総合的なガイダンスを行う。

- ・ 府立大学において、産学共同研究の推進や研究成果の特許化の促進など、企業への技術移転機能の強化を図る。
- 深刻な雇用失業情勢の打開に向けた再就職支援
 - ・ 離転職者等を対象に、テクノ講座の充実などによる職業能力開発の支援とあわせ、大阪府域の求人情報のデータベースを活用した効率的な情報提供と職業紹介を行う大規模な「求人情報フェア」を開催する。
- 立地プロモーション活動の重点化
 - ・ 大阪産業の高度化と雇用促進につながるよう、府内立地適地に関する情報提供、内外企業に対する立地セミナーの開催などにより、有望産業分野の企業などの誘致活動を重点的に展開する。

【都市整備】

- 災害に強い住まいとまちづくりの推進
 - ・ 防災再開発促進地区をはじめとする木造密集市街地において、市町村による整備計画の策定をすすめ、面的な基盤整備と建築物の更新の一体的な実施により、建築物の不燃化・耐震化、消防活動困難区域の解消、避難地・避難ルートの確保など、防災面を強化した住環境整備を促進する。
- ふれあいハウジング（大阪版コレクティブハウジング）の推進
 - ・ 府営住宅において、高齢者がお互いに助け合うことによって、活力ある自立した老後の生活を実現できるよう、食事会や団らん、サークル活動などに利用するための共同施設をモデル的に整備する。
- 公園の福祉化
 - ・ 「らくらく1ルート」や「ゆったりトイレ」の整備、さらには、身体障害者や高齢者が公園を利用する際にサポートする「ヒーリングガーデナー」の養成など、誰もが気軽に利用できる公園をめざして「新ハートフル事業」を推進する。
- T D M（総合交通需要マネジメント）施策の具体化・試行
 - ・ 既存ストックを有効に活用し、公共交通と自動車交通の共存による環境にやさしい交通社会を実現するため、T D Mの諸施策を展開する。
 - ・ 郊外の鉄道駅周辺の未利用地や駅近傍の大規模店舗駐車場の平日空きスペースを活用し、「パークアンドライドシステム」を試行・実施する。
 - ・ バスが停止することなく優先的に走行できるバス優先信号、バスの接近を知らせるバス接近表示、目的のバス停までの所要時間を示す所要時間表示などを組み合わせた「公共車両優先システム」を導入する。

- ・ 交通需要の平準化等を目的として、企業へのフレックスタイム導入の働きかけや交通機関の路線別・時間別・方向別の変動料金制等の検討をすすめる。

3 経常収支の改善に向けて

現下の危機的な財政状況を克服し、新たな時代の要請に柔軟かつ的確に対応できる弾力的で足腰の強い行財政体質を確立するためには、まず、府自らが徹底した自己改革をすすめ、簡素で効率的な行財政運営を図っていくことが不可欠である。

このため、組織・機構の見直し、職員定数の削減、給与費の抑制など思い切った取組をすすめ、人件費の削減に努める。また、施策再構築の考え方方に沿って施策経費の削減、公債費の増嵩抑制など、歳出構造の抜本的な転換を図っていく。

(1) 組織・機構

組織・機構については、平成10年度当初に本府が取り組むべき施策課題を最も効率的・効果的に果たし得るよう、部局再編を含めた組織改革に着手したところである。

今後、部局再編の残された課題（福祉部と保健衛生部、商工部と労働部の統合等）や下記の個別課題について具体化を図るとともに、新たな課題についても検討をすすめ、簡素で効率的な組織・機構の整備に努める。

【行政改革推進計画（平成10年度版）に基づいて具体化を行うもの】

- 府税事務所の統廃合及び税本庁組織の再編（平成12年度）
- 府立百舌鳥学園の市移管の推進
- 府立菊水学園、府立いずみ学園の再編による子どもライフサポートセンター（仮称）の整備（平成13年度事業開始）
- 保健所の再編（平成12年度）
- 病院管理機能の一元化
- 府立農林技術センター能勢種畜場の見直し（平成11年度）
- 水道部の再編整備（本庁組織の再編、建設事務所・村野高度浄水施設建設事務所の廃止、小規模出先機関の統合）（平成11年度）

【今後組織体制のあり方について検討を行うもの】

- 自動車税事務所
- 地域担当副理事室
- 保健所（支所のあり方及び政令市化の促進）
- 府立高等職業技術専門校
- 土木部出先機関
- 出納室並びに監査委員、人事委員会及び地方労働委員会の各事務局
- 教育振興センター
- 府立久美浜臨海学校及び府立千早山の家

(2) 職員定数

職員定数については、平成8年度から10年度の3カ年で、一般行政部門と教育部門合わせて約3,000人の定数削減を実施したところであるが、今後とも、以下の取組をすすめていく。

〔一般行政部門〕（平成10年度当初 約16,400人）

職員定数については、これまで、既存部門の見直しに積極的に取り組むとともに、新規の行政需要への対応については厳しく精査し、人員の再配置を行うこと等により、適正な定数管理に努めてきた。

今後さらに、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、事務処理方法の改善等の取組による徹底した人員見直しをすすめるとともに、計画的な採用を行うことにより、一層適正な定数管理に努める。

このため、下記の定数削減を見込み、計画的な定数管理に取り組む。

○ 平成11～13年度（3カ年）	…	700人
平成14～20年度（7カ年）	…	1,500人
合 計	…	2,200人

〔教育部門〕（平成10年度当初 約57,100人）

教職員定数については、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、国のいわゆる標準法に基づく配置に加え、本府において独自に配置した教員（以下「府単独加配教員」という。）のより効果的な配置を行うことにより、一層適正な定数管理に努める。

このため、下記の定数削減を見込み、計画的な定数管理に取り組む。

○ 平成11～13年度（3カ年）	…	2,900人
（うち府単独加配教員	…	1,100人）
平成14～20年度（7カ年）	…	1,900人
（うち府単独加配教員	…	300人）
合 計	…	4,800人
（うち府単独加配教員	…	1,400人）

〔警察部門〕（平成10年度当初 約21,200人）

警察職員の定数については、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢や警察事象の推移を見極め、より一層適正な定数管理に努める。

なお、上記の定数管理については、緊急対策期間終了時において、国の動向等をも踏まえながら、より効果的な人員配置がなされるよう再点検を行う。

<定数削減による効果額>

〔単位：億円〕

年 度	(11)	(12)	(13)	(14) ~ (20)
効果額	115 (75)	228 (140)	314 (185)	387 ~ 643 (215 ~ 395)

(注) () 内は教員基本定数削減分を除く効果額（内数）。

(3) 早期勧奨退職制度の拡充

平成8年度から、人事の刷新、公務能率の向上及び財政負担の軽減を図るとともに、職員のライフプランを支援する観点も踏まえ、50歳以上の職員を対象に特別退職制度（選択年制）を実施した。

その結果、一定の退職促進が図られつつあるが、現在の厳しい財政状況や職員の年齢構成を踏まえ、制度がより効果的に機能するよう、時限的（平成10年度から3年間）に対象年齢の引下げや退職手当の優遇措置を行う。

〔拡充案〕

- 対象年齢の引下げ 50歳以上 ⇒ 45歳以上
- 退職手当の優遇措置 加算率の上限を20%から30%に引き上げる

(4) 給与

職員の給与については、これまで職務内容に応じ、国・他府県の状況、民間給与の動向等を総合的に勘案して定めてきたが、平成9年度の給与改定については、極めて厳しい財政状況から実施時期を1年遅らせたところである。

引き続き、より厳しい財政運営を余儀なくされ、歳出全般にわたって大幅な削減を行わざるを得ない状況を踏まえ、給与の取扱いについて次の措置を講じることとする。

- 平成11年4月1日以後の普通昇給を24月延伸する。
- 平成11年度から13年度までの間、定数内特別昇給は実施しない。
- 今後の給与改定については、本府人事委員会の勧告を見た上で、財政状況、国・他府県の動向等を総合的に勘案しながら、慎重に対処する。
- 平成9年度から行っている特別職等の給与及び管理職員の管理職手当の減額措置を継続する。
- 特殊勤務手当については、社会経済情勢の変化等に適応した内容となるよう整理統廃合を行い、現行97種類の手当を半減させるなど、全般的な見直しを行う（平成10年度実施）。

<給与抑制による効果額>

(単位：億円)

年 度	⑪	⑫	⑬	⑭ ~ ⑯
効果額	130	270	330	310 (単年度)

(5) 施策経費の抑制

今後、単年度で6,000億円を超える財源不足が見込まれる中で、本府が実施しているすべての施策を総点検し、各施策経費の徹底した削減を行うことが必要である。

このため、主要な施策、特に全国的な行政水準を超過して実施している施策等について、これまで果たしてきた役割等を踏まえたうえで、廃止・縮小した場合の府民生活への影響を見極めながら、個別に施策評価を行った。

その概要は、別表【個別見直し項目】のとおりである。

また、その他の施策については、平成8年度以降、一般施策では毎年10~15%カット、建設単独事業では毎年10~30%カットを行うなど、シーリングによる削減を実施する中、施策の余裕度は大きく低下しているが、ぎりぎりの削減努力で施策経費を抑制するよう、平成11年度において、以下のようなシーリングによる削減を実施することとする。

公債費については、計画的な起債発行に努めるとともに、個別金融機関からの証書による借入の実施や、引受シンジケート団に対して発行手数料の引下げを要請することなどにより、その抑制に努める。

なお、金利負担の軽減を図るための府債の繰上償還や低利資金への借換については、政府・公営企業金融公庫資金の制度の改善を引き続き国に要望していく。

さらに、今後国において建設事業を含む経済対策が実施される場合には、その内容及び国の財政措置、本府の財政状況を見極めつつ、適切に対応するものとする。

【シーリングについて】 (対10年度当初予算比)

シーリングの適用については、以下の考え方により対応する。

ただし、個別見直し事業や下記の10%カットに統一する項目、また、国制度上の基準により府の負担が義務的に生じるような経費や債務負担行為を設定済のもの、及び公租公課などの固定的な経費等を除く。

【一般施策】

- 30%カット

【建設事業】

- 単独事業については、50%カット
- 国庫補助事業については、その事業内容の精査を行い、できる限り削減に努める。
 - ・ 同種の事業を単独事業でも実施している場合は、できる限り国庫補助事業として実施することとし、この場合、単独事業を上記以上にカットする。
 - ・ これ以外の場合は、10%カットとする。

※ 10%カットに統一する項目（例示）

- ・ 補助金、委託料などにより措置している出資法人等の職員の人事費相当額
- ・ 施設運営上継続的に必要と認められる光熱水費、警備委託、清掃委託経費
- ・ 建設単独事業のうち維持補修的なもの

など

<シーリングによる削減効果額>

〔単位：億円〕

項 目	削 減 効 果 額
一般施策経費	90
建設事業	135
国庫補助事業	10
建設単独事業	125
合 計	225

〔別表〕
【個別見直し項目】

一般施策経費

〔単位：億円 一般財源ベース〕

項 目 名	見 直 し 内 容	見 直 し の 考 案 方	10年度 当初予算額	削減見込額	
				(①)	(②) ~ (⑪)
市町村振興補助金 (公立病院設置市町村助成金)	段階的廃止	○ 現行制度を見直し、市町立病院の自主的な経営改善の取組を促進させる制度として15年度まで存続したのち、廃止する。	21.8	12.8	14.6 ~ 21.8／年
広報広聴費	効果的、効率的な広報・広聴への見直し	○ 広報広聴活動全体について、休廃止を含め見直しを行うことにより経費を圧縮する。	9.2	4.3	4.3／年
府国際交流財団運営費補助金	運営費補助金の廃止	○ 財団事業の見直し等により支出の削減を図るとともに、運営費については必要最小限の基本財産の取崩しにより対応する。	1	1	1／年
私学助成費 (府単独分)	授業料、保育料軽減助成の見直し	○ 「高校」授業料軽減助成について、低所得者層への助成は維持しつつ、平均所得を超える層及び他府県校進学者への助成を学年進行方式で見直す。 ○ 「幼稚園」保育料軽減助成について、3歳児就園への社会的要請に対応するため、3歳児助成は継続するが、市町村との役割分担の観点から4・5歳児への助成は段階的に廃止する。	9.4	10.7	20.8 ~ 31.4／年
府育英会助成費	事業実施手法の見直し	○ 平成11年度新規貸付分から、銀行借入による利子補給制度に事業実施手法を見直す。	12.8	17.5	13.5 ~ 42.8／年
文化振興費	文化振興事業全般にわたる再構築・重点化	○ 文化情報センター、現代美術センターの府有施設への移転、トリエンナーレの縮小、美術作品収集の休止など、施策の重点化と一定の役割を果たした事業の見直しを行う。	19.2	5	4 ~ 5／年
大学運営費 (教育研究費)	教育研究費の見直し	○ 教育研究費、教官研究旅費の見直しを行う。 （特定財源（を充當））	—	2.2	2.2／年

項目名	見直し内容	見直しの方	10年度 当初予算額	削減見込額	
				(①)	(②) ~ (⑩)
老人医療費公費負担事業費	受益者負担のあり方、高率補助の見直し等の検討	○ 21世紀の少子高齢社会における総合的な福祉施策体系の確立をめざすとともに、医療費助成制度の発足時からの社会経済情勢の変化や介護保険制度の導入等を踏まえ、対象者の範囲・府と市町村の適切な役割分担・受益者負担のあり方等について検討を深め、平成12年度以降の見直しの方向性を見出す。 なお、老人医療費助成事業の一部負担金及び一部負担金相当額助成事業については、衛生対策審議会答申（平成9年8月28日）において、医療保険制度の抜本改革や介護保険制度の導入等の動向を踏まえて検討することとされおり、平成12年度以降の取扱いを決定する。	482.2	0	◆老人医療費の一部負担金助成制度等の廃止によるもの 103.1 ~ 184.8／年 〔高齢障害者等 分を除く〕
重慶障害者（児）医療費公費負担事業費					◆その他既存施策全般の見直しによるもの 100／年
母子家庭医療費公費負担事業費					
乳幼児入院医療費助成事業費					
民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金	補助制度の抜本改正	○ 介護保険制度の導入等、社会福祉施設のあり方が議論されており時代に対応した補助制度とするため検討を深め、見直しの方向性を見出す。	38.7	0	
国民健康保険高額医療費共同事業補助金	補助金交付率の引き下げ	○ 补助金交付率を現行の80%から70%へ引き下げる。	24.3	3	
社会福祉施設機能強化推進費	対象施設の削減	○ 措置を対象とする本制度の趣旨に鑑み、介護保険制度の導入により契約へと移行する施設種別を対象から除外する。	6.1	0	
放課後児童健全育成事業費	補助基準額の変更及び補助要件の拡充	○ 補助要件を拡充するとともに補助基準額を国基準どおりとする。また、国制度の補助要件に合致するすべての放課後児童クラブについて、すべて国庫採択されるよう強く国に働きかける。	4.2	1	
病院事業会計繰出金	繰出金の削減	○ 「病院経営改善10ヵ年計画」に加え、さらなる経営改善努力を行うことにより繰出金の削減を実施する。	207.4	40	40／年

項目名	見直し内容	見直しの考え方	10年度 当初予算額	削減見込額
			(⑪)	(⑫～⑯)
ごみ焼却場公害防止装置運営助成費 廃止	○ 府が先導的な役割を義務づけていた旧公害防止条例が平成6年度に廃止されるなど、情勢が変化していることや、他府県の状況を踏まえ廃止する。		2. 8	2. 8 2. 8／年
就業あっせん費 個別事業による縮減	○ 個々の事業について、必要性や費用対効果等の観点から事業効果を検証しつつ、他の施策経費も含めたシーリング対応等により削減する。		5. 8	1. 8 1. 8／年
水道事業会計繰出金 府単独繰出基準分の見直し	○ 一層の経営努力により、府単独繰出分を縮減する。		3 6	3 6 1 0～ 3 6／年
指定文化財等保存事業費 (国肯定)	○ 市町村との役割分担を見直す中で、制度を再構築する。		2. 7	0. 7 1～ 2. 4／年
府職員互助会等補助金 一般補助金の削減	○ 一般補助金について、計画期間中の措置として一部を見直す。		4 9. 7	2. 1 2. 1／年
警察活動費 一部見直し	○ 警察活動に直接関わる経費を除き、一部を見直す。		1 0 6	1. 1 1. 1／年
—般支方施設経費小計			1 1 2 3. 9	1 4 2. 4 3 6 9. 3～ 4 2 4. 7／年

※ 端数処理をしていないため、小計が一致しないことがある。

○ 建設単独事業

項 目 名	見 直 し 内 容	見 直 し の 考 え 方	10年度予算額		削減見込額
			当 初 予 算 额	①	
土木市町村補助金	○ 市街地整備補助金 (団体施行) 50%シーリングとするが、継続する年限まで予算を措置	○ 市町村を通じた民間に対する間接補助であり、50%シーリングとする。なお、制度上継続的な補助を前提に採択しており、継続に係る年限まで予算措置する。	16.7	14.3	11.7~16.1年
	○ 土地区画整理事業等 市町村との役割分担の明確化の観点から金廃止するが、制度上継続的な補助を前提にしており、継続に係る年限まで予算措置する。	○ 土地区画整理事業等 市町村との役割分担の明確化の観点から金廃止するが、制度上継続的な補助を前提にしており、継続に係る年限まで予算措置する。			
	○ その他土木市町村補助金 廃止	○ その他土木市町村補助金の明確化等の観点から、金廃する。			
農林市町村補助金	民間への補助を除いて、廃止 (段階的廃止を含む)	○ 市町村との役割分担の明確化の観点から、制度として廃止する。 が、あるものについては、予算措置する。 また、民間へ補助している事業(市町村を経由しているものを含む)については、シーリング対応により削減する。	2.6	1.3	1.5~1.9年
市町村振興補助金 (通常分)	再編	○ 現行制度を見直し、地方分権や行政改革、広域行政の取組の推進などを目として、市町村の自律的な行政運営を支援させる。 して再編したうえで、一定期間、補助制度を存続させる。	26.4	11.9	12.8~15.3年
市町村振興補助金 (まちづくり分)	段階的廃止	○ 制度満足当初の方針どおりで、一定期間、補助制度は10年度で終了し、継続分について12年度まで措置する。	19.7	9	15.3~19.7年
民間社会福祉施設整備事業費	補助制度の改正及び貸付金制度の創設	○ 施設整備の進捗状況、建設単価の下落を踏まえ、現在のは、面積収支を上乗せ補助のみ、施設機能・入所者処遇による老朽化による施設の上からがみ、制度とした貸付金制度を対象とした施設整備を対象とした施設整備を設ける。	16	0.3	13年
老人保健施設整備事業費	制度の廃止	○ 施設整備の進捗状況等を踏まえ、助成制度を廃止する。なお、整備中の施設については措置を設ける。	14	11.2	14年
○ その他	市町村施設整備資金貸付金償還金 (市町村施設整備資金 特別会計繰入金)	新規貸付金の抑制による、特別会計からの繰入金の増額	95.4	48.1	70.2~80.2年
		○ 過去の貸付金の償還金と新規貸付金との差額を特別会計から一般会計に繰り入れているが、平成11年度以降、新規貸付金を抑制することにより、繰入金を増加させる。	(32.1)	35.4	53.0~75.7年 (繰入金増収額)
		合計	1220	225	495~560年

* 端数処理をしていないため、小計が一致しないことがある。なお総計はラウンド後の数字である。

4 公の施設の改革

本府が設置する公の施設は、道路や公園をはじめ、府立学校、病院、試験研究機関、社会福祉施設、さらには文化・生涯学習施設、スポーツ・レクリエーション施設など多岐にわたるが、とりわけ別記の施設については、管理運営に係る経費として平成9年度最終予算で55億円を超える一般財源が措置されており、府財政に少なからぬ負担を与えている。しかしながら、これらの施設の中には、社会経済状況の変化によって設置当初の意義や目的が薄れ、府民ニーズとの乖離が顕在化し、その結果として施設利用率が低下しているものも見受けられる。

このため、これらの公の施設の設置意義の再精査と施設の管理運営を受託している法人の見直しを併せて行うとともに、府の財政負担軽減をめざして、以下の改革をすすめていく。

(1) 中長期的な改革に向けた取組

① 民営化を視野に入れた公の施設改革プログラムの策定

各々の施設ごとに以下の視点を踏まえ、財政再建期間中の改革プログラムの策定に速やかに着手し、遅くとも平成11年度中には結論をまとめ、順次実施していく。

- エンドユーザーである府民の立場に立った施設の設置目的の再点検
- 公的関与のあり方と府の守備範囲の再点検
- 受益と負担のバランス
- 利用者満足度の最大化、社会資源の最有效活用
- 民間の人材、ノウハウの活用

ア 施設の将来のあり方

施策目的遂行のために府自らが当該施設を引き続き管理運営していくことが必要不可欠であるのかどうかを改めて厳しく問い合わせつつ、下記の分類を基本に各施設ごとの将来のあり方を明示し、財政再建期間中における施設改革プログラムを策定する。

- (ア) 存在価値を評価し、公の施設として引き続き存続させる施設
 - 収益部門の強化、経営努力（使用料適正化、施設の移転、業務委託等）により、一般財源からの負担を極小化する。
 - 他分野の行政目的との複合利用等により存在意義を再構築し、一般財源からの負担を極小化する。
- (イ) 施設としてのあり方を見直す施設
 - (当初の設置目的に限らない) 社会的に評価される機能は維持しつつ、民間あるいは市町村へ施設の管理運営をゆだねる（公設民営方式等）。
 - (売買契約に明記するなどにより、) 社会的に評価される機能は維持しつつ、民間に資産を譲渡する。

<検討対象施設>宿泊を伴う研修施設、スポーツ・レクリエーション施設など

(ウ) 施設としての存続を見直す施設

- 廃止し、資産の活用については売却を含めて検討する。

<検討対象施設>府立千早山の家、府立久美浜臨海学校、府立老人福祉センター
（樂寿荘・延寿荘）など

イ 関係出資法人のあり方

指定出資法人に管理委託をしている公の施設については、上記のプログラムを策定する中で、当該法人そのもののあり方についても明示する。

ウ 新たな視点による評価の導入

各施設の社会資源としての最有効活用法について、市場経済的視点を含めた視点から見直し、施設の将来のあり方検討に活かしていく。

(2) 当面の取組

各施設ごとに「公の施設改革プログラム」を策定し、中長期的な改革に取り組んでいくが、当面（平成13年度まで）、以下の取組をすすめていく。

① 収入確保／歳出削減策の推進（平成10年度から）

ア 料金体系の見直し

- これまでの「利用目的を限定した低廉な料金」から、「幅広い利用実態に応じた適正な料金」へ料金体系を見直し、料金水準の適正化を図る。
- 公の施設を管理運営する法人の自主的な経営努力による収支改善を促すため、利用料金制の導入をすすめる。

イ 集客の工夫、収益部門の強化

- 施設使用料の增收を図るため、従来の発想にとらわれない関連イベントの開催など、集客に一層の工夫を凝らすとともに、喫茶室やレストランの魅力づけなど、収益部門の強化を図る。

ウ 管理運営体制のスリム化

- 民間類似施設の例などを参考に現行人員配置を抜本的に見直し、より簡素で効率的な施設の管理運営体制を整備する。

② 目標設定

中長期的には、例えば府立体育会館がすでに達成しているように、施設使用料や収益事業収入等によって人件費を含む施設の管理運営に係る経費をすべて賄うことを目指すべきであるが、当面は各施設の収支実態にかんがみ、

- 施設使用料や収益事業収入等によって施設管理費（光熱水費、警備・清掃委託費、法定点検費等）を賄うことをめざし、
- 各施設ごとに具体的な数値目標を設定して上記の取組をすすめることにより、
- 平成13年度末には数値目標の達成を図る。

<検討対象施設>

- 文化・生涯学習施設

府立現代美術センター、府立文化情報センター、府立上方演芸資料館、
府立花の文化園

- 貸室を中心とする施設
府立女性総合センター、府立青少年会館、府立労働センター
- 宿泊を伴う研修施設
府立総合青少年野外活動センター、府立青少年海洋センター、
府立泉佐野勤労青少年研修センター、府立青年の家、府立少年自然の家
- スポーツ・レクリエーション施設
府立羽衣青少年センター、府立能勢の郷野外活動センター、府立体育会館、
府立臨海スポーツセンター、府立漕艇センター、

ただし、法令等の制約により、上記に従って目標設定をすることが困難な施設について別途の目標を設定し、その達成をめざす。

<検討対象施設>

- 博物館
府立泉北考古資料館、府立弥生文化博物館、府立近づ飛鳥博物館
- 図書館 等
府立中之島図書館、府立中央図書館、府立国際児童文学館
- その他
府立老人総合センター、府立近づ飛鳥風土記の丘

〔別記〕 合計 30施設

府立現代美術センター、府立文化情報センター、府立上方演芸資料館、
府立女性総合センター、府立総合青少年野外活動センター、府立羽衣青少年センター、
府立青少年海洋センター、府立青少年会館、府立能勢の郷野外活動センター、
府立老人総合センター、府立老人福祉センター（樂寿荘・延寿荘）、府立花の文化園、
府立労働センター、府立勤労青少年会館、府立泉佐野勤労青少年研修センター、
府立中之島図書館、府立中央図書館、府立国際児童文学館、府立千早山の家、
府立青年の家、府立少年自然の家、府立体育会館、府立臨海スポーツセンター、
府立漕艇センター、府立久美浜臨海学校、府立門真スポーツセンター、
府立泉北考古資料館、府立弥生文化博物館、府立近づ飛鳥博物館、
府立近づ飛鳥風土記の丘

5 指定出資法人の改革

本府が出資する法人のうち、本府の施策と密接な関連を有することからその運営について指導を行う必要のある指定出資法人は、平成10年7月1日現在で92法人となっている。各法人が自主性、自律性を發揮し、より簡素で効率的な運営を行うことは本府の行政運営にとっても重要な課題となっているため、以下の改革をすすめる。

(1) 統廃合の推進

指定出資法人については、平成7年度以降統廃合によって10法人の削減を図ってきたところであるが、法人を取り巻く厳しい経営環境に対応し得る簡素効率的で安定性の強い運営体制を確立するため、一層の統廃合の推進を図る。

このため、大阪府行政改革推進計画（平成10年度版）の具体化を図るなど、緊急対策期間中におおむね2割程度の法人の削減をめざす。

【行政改革推進計画（平成10年度版）で統廃合等あり方を検討した法人】

〈平成11年4月を自途に具体化するもの〉

- 大阪府職業能力開発協会と(財)大阪府職業訓練協会の統合
- (財)大阪中央地場産業振興センターと(財)大阪中小企業情報センターの統合
- (財)大阪府青少年活動財団との連携強化を図るための(財)大阪府こども会育成連合会の事務局体制の見直し
- (財)大阪府農とみどり環境の整備公社と(財)大阪みどりのトラスト協会の事務局統合

〈引き続き具体化に向け検討を進めるもの〉

- (財)大阪産業廃棄物処理公社の廃棄物処理事業終了後の法人のあり方
- (財)大阪府農林会館の統廃合等
- 大阪府農業信用基金協会に対する本府の関与
- (財)大阪府都市整備センターと(財)大阪府まちづくり推進機構の統合

〈その他〉

- (財)泉佐野コスモポリスの清算

(2) 法人のあり方の検討

今後の法人を取り巻く社会経済環境の変化も見据えながら、先に示したあり方検討に加え、法人の行う事業内容や事業運営方法を以下の観点に立って再点検するとともに、市町村や民間との役割分担及び法人の自主的・自律的経営を促進する観点からの点検もを行い、21世紀初頭における法人のあり方について検討を進める。

- 社会福祉施設を管理する法人
 (大阪府社会福祉事業団、大阪府障害者福祉事業団)
 介護保険制度の導入等による福祉施策の今後の課題を踏まえ、府立の福祉施設のあり方を検討する。
- 労働者福祉を推進する法人
 (助青少年の町、助大阪府労働者福祉協会、助大阪労働協会、助西成労働福祉センター)
 社会経済環境の変化を踏まえ労働者福祉事業のあり方を検討する。
- 港湾関連施設の管理運営を行う法人
 (助大阪府ポートサービス公社、堺泉北埠頭㈱)
 府営港湾の振興、発展を図るために國の動向も踏まえ、港湾管理及び経営のあり方を検討する。
- 地域のまちづくりを担う法人
 (助大阪府千里センター、助大阪府泉北センター)
 事業の成熟を見極めつつ、公益法人として担うべき役割を精査する。
- 公の施設を管理・運営する法人
 (助大阪府文化振興財団、助大阪府男女協働社会づくり財団、助大阪府青少年活動財団、助大阪府地域福祉推進財団、助大阪府農とみどり環境の整備公社、助青少年の町、助大阪労働協会、助大阪府スポーツ・教育振興財団、助大阪国際児童文学館、助大阪府博物館協会)
 公の施設の設置・運営のあり方についての改革プログラムを策定する中で、法人のあり方を検討する。

(3) 役職員の見直し

指定出資法人の役職員については、法人を取り巻く厳しい経営環境にかんがみ、より一層簡素で効率的な運営体制とするため、組織人員体制の見直しを行う。
 また、法人の経営責任を担う役員の選任にあたっては、能力主義・適材主義を一層徹底する。

さらに、府退職者が役職員に就任する場合の勤務条件を見直す。

- ① 役職員数の見直し
 常勤役員については、各法人の規模や業務の内容を精査し、緊急対策期間におおむね2割程度の人員の削減を行う。
 また、常勤職員については、平成9年度の決算状況を踏まえ、各法人ごとに経営健全化に向けた方策を検討する中で、削減に努める。
- ② 能力主義・適材主義の徹底
 法人の役員については、民間からの登用も含め、法人の経営によりふさわしい人

材の登用を徹底する。特に、府退職者の役員への就任が要請された場合には、能力主義・適材主義に基づき、当該職に求められる職責等にふさわしい人材を厳選し、推薦する。

③ 府退職者の役職員の勤務条件の見直し

府退職者が役職員に就任する場合の勤務条件について、以下のとおり見直しを行う。

〔役員報酬〕

- 府退職者の61歳以降の役員報酬については、団体の業務、役員の職務に応じたものとなるよう、報酬体系の抜本的な見直しを行う（平成11年4月1日実施）。なお、60歳までの役員報酬については、府退職時の給与年額から退職後に受けれる年金支給額を差し引いた額を上限とする。
- 理事長等の報酬加算制度は平成10年9月1日から廃止する。

〔退職手当〕

- 退職手当については、平成11年4月1日から廃止する。ただし、既就任者については、平成11年3月31日以前に係る在職期間分のみ支給する。
- ※ 退職手当＝報酬月額×在職年数（平成11年3月31日までの在職期間）
- 退職手当の功労加算分については平成10年9月1日から廃止する。

〔役員の在職期間の限度〕

- 在職期間については、63歳（副知事、出納長であった者が就任する場合は65歳）に達する日の属する年度経過後の最初の理事会又は株主総会の日までとする。ただし、既就任者のうち、平成11年7月1日の時点で既に上記の在職期限を超える者の在職期間については、平成12年度の最初の理事会又は株主総会の日までとする。

(4) 法人運営の改革

平成9年度決算において、累積欠損金を有する法人が22法人、その金額の合計が1,192億円となる見込みとなっていることから、以下の方針に基づき、経営の健全化等、法人運営の抜本的な改革を行う。

① 経営健全化

行政改革推進計画（平成10年度版）で示した経営健全化に向けた個別の対応方針に基づいた取組をすすめるとともに、その進捗状況を踏まえて経営評価指標による点検を行い、個々の法人ごとに経営健全化に向けた具体的な対応方針を策定する。

② 利用料金制度の導入

公の施設を管理運営する指定出資法人について、自主的・自律的な経営努力を促すため、法人の経営努力により、一定の収入増が期待できる施設について利用料金制度を導入する。

(5) 指導体制の強化

指定出資法人に対して適切な運営指導を行うため、出資法人監理委員会の下において、一元的に指導する体制を整備する。

(6) 他の出資法人及び指定出資法人が設立した法人の運営

他の出資法人については、出資の目的が達成されるよう出資者として法人の運営改善に努める。

また、指定出資法人が設立した法人については、その運営状況が指定出資法人の経営にも影響を及ぼすことから、指定出資法人において適切な管理がなされるよう指導に努める。

6 主要プロジェクトの取扱い

(1) 主要な施設整備に関するプロジェクト

平成8年度から事業の凍結を行っている、以下に示す主要な施設整備に関するプロジェクトについては、「平成10年度当初予算編成に向けて（案）」において、平成11年9月の補正予算編成時に改めてその取扱いを判断することとしたところである。

しかしながら、財政収支の見通しはますます厳しさを増しているため、これらプロジェクトについて、緊急対策期間である平成11年度から13年度まで凍結を継続することとする。

なお、今後の凍結期間中においても、公共性の精査や効率性の追求など、先に示した施策再構築の視点を踏まえながら、社会経済環境や府民ニーズの変化に対応した事業内容・手法の点検等の事業評価については継続して行い、結論が得られた場合にはこれに基づき対応する。

- | | | |
|-----------------------------------|------------|-------------|
| ・芸術系大学 | ・新規青少年施設 | ・ゆとりセンター |
| ・高校テクノセンター | ・環境科学センター | ・現代芸術文化センター |
| ・南河内拠点スポーツ施設 | ・庁舎行政棟・議会棟 | |
| ・能力開発夕陽丘総合センター（夕陽丘女子高等職業技術専門校を除く） | | |

<プロジェクトの見直しによる削減効果額（一般財源ベース）>

[単位：億円]

年 度	⑪	⑫	⑬	⑭ ~ ⑯
効果額	10	30	120	5 ~ 395／年

(2) 面的開発プロジェクト・鉄軌道整備

面的開発・鉄軌道整備等の主要プロジェクトは、将来の大坂を支える良質な都市基盤としてだけでなく、府民福祉の増進や大阪の活力の向上に寄与するよう推進してきたところである。

これらの事業は、本府が出資した株式会社あるいは企業会計等で実施し、企業性を発揮できるよう努めてきたところであるが、今後においても、それぞれの政策的意義を絶えずチェックしつつ、府の財政負担の増嵩を招くことのないよう、需要と採算性の確保をより厳しく見極めることとし、個々の事業目的や内容、現時点での進捗状況等に応じて、以下の方針で点検・見直しなどの事業評価を行う。

事業名	事業費等（単位：億円）	今後の方針
南大阪湾岸 整備事業 (りんくう タウン)	総事業費(*1) 7,403 H10までの事業費 4,518 H10までの一般会計支出額 0 H10までの一般財源支出額 0	これまでの事業の取組について検証し、長期的なまちづくりの理念・戦略の再構築を図りつつ、残事業を厳しく精査するとともに、分譲を推進し、開発期間の中で収支の均衡を図る。
国際文化公 園都市	国際文化公園都 市㈱施行分 総事業費(*2) 1,000 H10までの事業費 721 H10までの一般会計支出額 7 H10までの一般財源支出額 7 <参考> 住宅・都市整備 公団施行分 総事業費 4,188 H10までの事業費 300 H10までの一般会計支出額 0 H10までの一般財源支出額 0	住宅・都市整備公団が施行する特定土地区画整理事業を促進するとともに、シンボルゾーンの形成については、拠点施設の誘致に努めながら、国際文化公園都市（株）の採算性を確保し得るよう、事業コストの低減や事業規模の見直し等をすすめる。

(*1)：現在、精査中。

(*2)：現在、事業を見直し中。

事業名	事業費等	今後の方針
和泉コスモポリス	総事業費 約638 H10までの事業費 573 H10までの一般会計支出額 1 H10までの一般財源支出額 1	地元市の立地誘導施策とも共同した優遇措置と積極的な誘致活動を実施することにより、企業の進出意欲を高め、産業団地としての早期の形成に努める。
岸和田コスマボリス	総事業費(*3) 約486 H10までの事業費 7 H10までの一般会計支出額 1 H10までの一般財源支出額 1	今後、地域のまちづくりの視点に留意して、地元市との連携のもと事業が成立し得る計画案の見直しについて、関係者間で調整をすすめる。
水と緑の健康都市	総事業費 2,011 H10までの事業費 236 H10までの一般会計支出額 0 H10までの一般財源支出額 0	事業の実施に際して、関連公共事業の進捗との整合性に留意しつつ、事業費の抑制に取り組むとともに、地価や住宅需要の動向を踏まえた分譲単価の設定など分譲方策について精査を行うことにより、採算性の確保を図る。
津田サイエンスヒルズ	総事業費(*4) 約340 H10までの事業費 320 H10までの一般会計支出額 22 H10までの一般財源支出額 18	引き続き研究施設の誘致に努めるとともに、文化学術研究地区にふさわしい、教育・文化機能や宿泊・居住機能などを有する各種施設も立地対象施設とし、関係者が連携して分譲・誘致活動を開拓する。
南河内・健康ふれあいの郷	総事業費(*5) 約300 H10までの事業費 110 H10までの一般会計支出額 0 H10までの一般財源支出額 0	引き続き、開発整備条件の調整をすすめる。あわせて、スポーツゾーンのあり方や規模・手法等について検討を深めるとともに、関連諸事業の今後の展開方策について関係者の調整をすすめる。

(*3) : 区画整理の事業費。現在、事業計画を見直し中。

(*4) : 造成完了までの想定事業費。

(*5) : 造成完了までの想定事業費。現在、事業計画を検討中。

事業名	事業費等	今後の方針
コクサイホテル地区整備	総事業費(*6) 240 H10までの事業費 6 H10までの一般会計支出額 6 H10までの一般財源支出額 6	新ホテル建設についての関係者との調整を見極めたうえで、ホテル経営の民営移行をすすめる。地区全体の整備については、今後の経済環境等の動向を踏まえて検討する。
大阪モノレール(門真以南)	総事業費 未定 H10までの事業費 0 H10までの一般会計支出額 0 H10までの一般財源支出額 0	開業区間における利用動向及び延伸区間における沿線地域整備の見通しや事業費の低廉化などの検討を踏まえ、需要と採算性を見極める。
国際文化公園都市モノレール(阪大病院以北)	総事業費(*7) 約650 H10までの事業費 10 H10までの一般会計支出額 10 H10までの一般財源支出額 0	国際文化公園都市の開発に併せた整備を図ることとしているが、着工に際しては、まちびらきの時期、施設立地、人口定着状況に十分留意とともに、大阪高速鉄道(株)の経営状況を見極める。
大阪外環状線鉄道	総事業費 1,197 H10までの事業費 26 H10までの一般会計支出額 7 H10までの一般財源支出額 1	既存貨物線の有効利用、施工方法の工夫、関連事業との一体施工等により事業費抑制に努め、採算性の確保に十分留意する。

(*6) : 新ホテル建設にかかる事業費。内、約 180億円は民間負担を予定。

(*7) : 現在、精査中。

7 市町村との新たな関係

(1) 分権時代における府と市町村との関係

政府においては、この5月に地方分権推進計画を策定するなど、地方分権がいよいよ実行の段階を迎えた。こうした中、府と市町村は、公民の役割分担を踏まえた上で対等・協力の関係を構築し、分権時代にふさわしいパートナーとして、複雑多様化する行政ニーズに積極的にこたえていかなければならない。

分権型社会においては、基礎的自治体である市町村が地域の実情を踏まえながら、住民福祉の向上のため自主的・自立的に施策展開を行うことが強く求められている。

このような基本認識に立ち、地域に関わる行政は市町村が担うという市町村優先の原則のもとに、府と市町村が適切な役割分担を行っていかなければならない。

具体的には、市町村はまちづくりや福祉、健康等の住民に身近な行政を幅広く主体的に担い、府は広域的自治体として、国と市町村との間の調整や市町村が担うことが困難な行政課題、さらには府域を越える広域行政を担っていくべきである。

(2) 分権時代に果たすべき府の役割

従来、府においては、府域の均衡ある発展を重視する観点から、市町村のまちづくりをはじめ幅広い分野で財政支援や調整、助言等を行ってきたが、分権時代にあっては、市町村が住民サービスの総合的な担い手として、自らの権能を拡充するとともに強固で安定的な行政運営体制を構築して、個性と多様性にあふれた真に豊さを実感できる地域社会づくりをすすめていくことが重要である。このため府としては、狭隘な地域に規模・行財政能力等が異なる市町村が存在するという府内の特性を十分踏まえつつ、個々の市町村がさらに自律的な行政運営を行い、分権型社会の担い手にふさわしい行政サービスが提供できるよう、以下の2つの視点に立脚した支援に努めることとする。

① 自律化に向けた支援

府内市町村が分権型社会にふさわしい自律的な行政運営主体として、地域に関わる様々な行政サービスを総合的に展開できるよう、府から市町村への権限委譲をすすめるとともに、行財政能力の向上や広域行政の推進等、市町村の行政運営体制の充実強化に向けた取組に対して支援を行う。

② 広域的な調整と補完的役割

市町村間、地域間の調整役としての機能を強化するとともに、今後とも市町村の円滑な行政運営に資するよう必要な情報提供に努める。

また、市町村の規模・能力を超える高度で専門的な行政課題については、市町村行政を補完する観点から、府は必要な支援を行う。

(3) 市町村補助金のあり方

分権時代にふさわしい府と市町村との新たな関係の構築に向けて、今後府が果たすべき役割を踏まえ、市町村補助金については、以下のとおり見直しを行う。

- 市町村振興補助金（通常分）については、現行制度を見直し、分権の推進、行財政改革、広域行政への取組など市町村の自律的な行政運営を支援する制度として再編のうえ、一定期間存続させる。
- 建設事業に係る府単独補助については、市町村の主体性を尊重し、府と市町村との役割分担の明確化を図る観点から、基本的に廃止する。なお、制度上継続的な補助を前提に採択している事業については継続に係る年限まで予算措置する。
- 建設事業以外の施策に係る府単独補助については、個別に見直す事業を除き、府の施策経費の削減に準じて取り扱う。

8 自主財源の確保

(1) 府税収入の確保に向けた取組

① 課税部門における取組

不動産取得税の中間省略登記の調査、法人府民税・事業税の支店法人の調査、軽油引取税の脱税事案の調査など、より一層の課税調査の推進に努める。

② 納税部門における取組

全国平均を上回る収入歩合の確保を図るために、次の方策を実施し、府税収入の確保に努める。

* 収入歩合： 全国 96.0% 大阪府 95.6%

(平成10年度当初予算を基にした推計値)

- ・ 滞納整理強調月間（週間）の設定、個別訪問による滞納整理の促進、昼間不在者への在宅時をとらえた納税交渉などの取組を実施する。
- ・ 徴収実績の向上を図るために、市町村との間に協議会を設置して、共同徴収などを実施する。

(2) 府有財産の売払いの推進など

廃川・廃道敷や施設跡地等の普通財産の処分だけではなく、各部局が管理している財産のうち、低・未利用の行政財産についても、施策を利用する計画のない土地については、積極的に公用廃止・売却を推進するなど、歳入確保に努める。

また、府立高校や府税事務所等の統廃合による施設跡地については、積極的な売払いに努めるとともに、旧府立産業技術総合研究所跡地（西区江之子島）については、売却も視野に入れつつ検討をすすめる。

(3) 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、本府ではこれまで、法令等の改正に伴って適宜改定を行うとともに、4年に一度、物価上昇率等を勘案して、全面的な見直しを行ってきた。

また、平成9年4月には、財政健全化方策（案）に基づき、宿泊施設やスポーツ施設の使用料における休日等の割増料金の設定や、平成10年4月からは、府立貿易専門学校授業料・入学料の国立短大並みへの引上げ、6月からは門真運転免許試験場駐車場の有料化などを実施したところである。

今後とも、適正な受益者負担を求めていくという考え方にして、以下の項目について見直しの取組をすすめていく。

① 高校教育における受益と負担の明確化 ー府立高校授業料等の見直しー

府立高校においては、特色づくり等、教育諸条件の維持・向上を図っていく必要があるが、現下の厳しい財政状況の下にあっては、これらに要する経費については、保護者負担の一定の拡大を求めざるを得ない状況にある。

- ・ 入学料（現行 5,500円）については、厳しい財政状況の下で、現行の府立高校の教育諸条件の維持・向上を図っていくため、その改定を図る。その際、低所得者層に対する減免措置を検討する。
- ・ 授業料については、公私の保護者負担の公平性と教育諸条件の向上を図るという観点に加え、生徒減少期における今後の公私間の生徒受入れの体制のあり方なども踏まえて、広範な視点から検討をすすめる。

② 府立の大学授業料等

府立の大学においては、学舎の改善や教育研究設備の充実など、教育研究環境の整備を継続的に推進していく必要があるため、授業料改定が在学生にも適用されるスライド制の導入をはじめ、受益者負担のあり方について検討をすすめる。

③ その他の施設の使用料

適正な受益者負担を求める観点から、事業・施設運営に直接必要な経費を利用者の負担とする考え方（原価主義）も導入しつつ、積極的に見直しを行っていく。

なお、実施にあたっては、あわせて、運営経費の節減などの経営努力の推進を図っていく。

※ 「公の施設」関連の使用料については、「4 公の施設の改革」による。

ア 駐車場の有料化

門真運転免許試験場駐車場に続いて、光明池運転免許試験場駐車場についても、条件が整い次第、有料化を図ることとする。

また、本庁来庁者用駐車場についても、平成11年度から有料化を図る。実施にあたっての方法（行政財産の目的外使用許可など）は、早急に検討をすすめる。

さらに、上記以外の駐車場についても、有料化に関する検討をすすめる。

イ 府営公園のスポーツ施設使用料

府営公園のスポーツ施設については、近年、総じて施設のグレードが向上し、民間施設と比べて遜色のない水準になってきていることなどから、施設の標準的なランニングコストを賄える水準を目安として、料金の引上げを図る。

<府税収入の確保、府有財産の売払いなどによる見込額>

(単位: 億円)

項 目	11年度	12年度	13年度	14年度以降
府税収入の確保	65／年			
課税調査の推進	10／年			
収入歩合の向上	55／年			
府有財産の売払いの推進など	44	18	28	60～ 170／年
使用料・手数料の見直し	0.8	1.5	1.5	1.5～ 4.5／年
合 計	約110	約100	約110	約140～ 280／年

※使用料・手数料の見直し欄は、4年に一度の全面的見直しによる効果額を含む。

IV 国への要請

計画期間中に、本府財政の再建を果たすためには、歳入歳出両面にわたる予算面からの徹底した見直しとともに、府政の構造そのものの抜本的な改革など、本府独自の努力がまず基本であることは当然である。

しかしながら、基金の活用など、毎年にわたるこれまでの財源対策を踏まえた本府財政の対応力も、限界に達している中、長期財政推計に示すとおり、今後、毎年 5,000億円から 6,000億円もの財源不足が生じる本府の財政状況は、極めて危機的な姿を呈している。

このため、本府の行財政改革に向けた取組を前提に、国の格別の支援と地方行財政制度の抜本的な改革について、緊急対策期間中にもその成果が得られるよう、強く要請していく必要がある。

1 制度改革に向けた要請

(1) 地方税制

① 地方税源の充実強化

現在、国においては、昨今の景気動向を踏まえ、来年度の税制改正に向けて、法人課税の実効税率の引下げや、所得税・住民税の恒久減税などを柱とする大幅減税の実施について、検討がすすめられている。

他方、大都市圏の都府県は、バブル経済崩壊以降の長引く景気低迷の中で、法人二税を中心に大幅な税収の落ち込みが続いている。この結果、財政状況は一様に深刻さを増してきている。

このような状況下における大幅減税の実施は、一定の地方財政上の措置が講じられたとしても、各都府県財政に対して、相当の影響を及ぼすことは必至であることから、法人課税等に係る減税を実施する場合は、特に、大都市圏域の地方公共団体の財政状況を十分配慮し、税源移譲を含めた適切な措置が講じられる必要がある。

また、現行地方税財政制度においては、全国ベースで地方の財政需要に見合う租税収入が確保されておらず、地方全体における歳出規模と地方税収入の乖離ができるだけ縮小する方向で、地方税源の充実強化が図られる必要がある。

地方分権に伴う国と地方の事務配分が確定していない現在において、移譲すべき額を特定することは困難であるが、国と地方の事務配分、つまり歳出規模に応じた税収配分になるよう税源移譲が行われるべきとの考え方を基本としつつ、当面、現行では 2 対 1 となっている国と地方の税収配分割合が 1 対 1 程度になるよう、地方への配分割合を高めることを目標として、以下の税目を中心とした税源移譲を国に要請していく。

項 目	基 本 的 考 え 方
所得税（一部）から 住民税へ	所得税は税源が普遍的に存在し、安定的な伸びを示しているとともに、地方税の負担分担の考え方から見ても望ましいことから、その一部を地方に移譲すべき
地方法人課税の充実	企業活動と地方行政との間には大きな関連性があることから、法人課税改革にあたっては、国と地方の配分割合を見直し、地方に必要な財源を確保すべき
消費税の地方への配 分割合の引上げ	地方公共団体が行う事務は、住民に身近な教育・福祉・医療等の基礎的・恒常的なサービスが多いことから、地方税収入は安定的であることが望ましく、偏在が少なく安定した税収が期待できる消費税の地方への配分割合を高めていくべき

○国税・地方税の税収額及び構成比（平成 8 年度：全国ベース）

〔単位：億円、%〕

区 分			税 収 額	構成比
個人所得課税	国	所 得 税	1 8 9, 6 4 9	67.8
	地方	個 人 住 民 税	9 0, 1 7 0	32.2
	計		2 7 9, 8 1 9	100
法人課税	国	法 人 税	1 4 4, 8 3 3	62.3
	地方	地方の法人課税	8 7, 6 7 5	37.7
	計		2 3 2, 5 0 8	100
消費税 ・地方消費税	国	消 費 税	9 7, 9 7 0	80.0
	地方	地 方 消 費 税	2 4, 4 9 0	20.0
	(注) 計		1 2 2, 4 6 0	100

注：消費税・地方消費税については、地方消費税が平成 9 年度創設のため、平成 6 年の税制改革時の国公表資料による

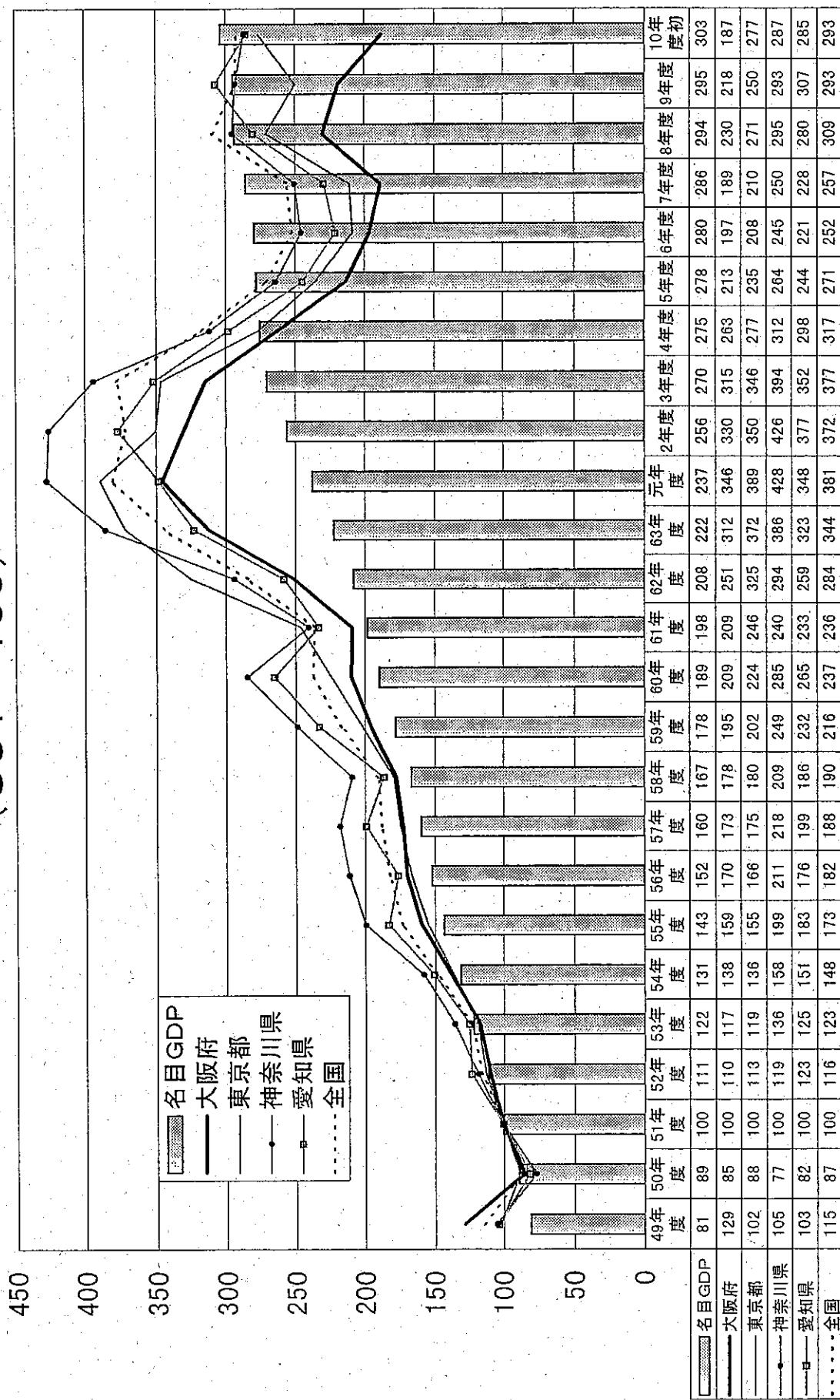
② 安定的な地方税源の確保

地方税収入において大きな割合を占める現行の法人所得課税は、景気の変動に左右されやすく、このため、府県の税収入は非常に不安定なものとなっている。特に大都市圏にある都府県においては、法人所得課税の割合が全国と比較して高いことから、より深刻な影響を受けている。

税収入の安定的確保を図るために、激変緩和や中小法人の税負担に配慮しつつ、法人事業税に外形標準課税を導入する必要がある。その際、課税標準となる外形基準には、付加価値など事業の規模や活動量を的確に表し、将来にわたって安定的で、かつ、今後の財政需要の増大等に見合った伸びが見込めるものを採用すべきである。

さらに税率の設定にあたっては、税収中立を基本とすることが考えられているが、近年の法人事業税収入はバブル期を境に大きく変動しており、現在の極めて厳しい税収入を基礎とすると、導入後における税収入が相当の期間にわたり低い水準で推移するおそれがある。このため、税収入の安定期において税収中立とした場合の税率とするなどにより、税収入の充実確保を図り、府県の財政運営に大きな影響を与えることのないよう措置すべきである。

全国及び4都府県における法人二税率の推移 (S51=100)



(2) 地方交付税制度

① 地方交付税総額の確保

地方公共団体が、地方分権時代にふさわしい地域ニーズに沿った行財政運営を進めていくためには、地方公共団体の役割に対応した財源が保障されなければならぬ。そのためには、地方公共団体の実情、その役割を踏まえた地方財政計画の策定と併せて、地方交付税総額の充実が必要である。

地方交付税は、国税5税の一定割合が法定化（地方交付税率）されることにより、その財源が保障されているが、平成8年度以降、3年続けて地方交付税法に基づく制度改革が必要となる深刻な財源不足の状況を踏まえ、地方交付税率を引き上げるなど、その総額確保の方策が講じられるよう国に要望していく。

○交付税総額と交付税率による総額の推移

[単位：億円]

区分\年度	5	6	7	8	9	10
交付税総額 (A)	155,320 (0.6%)	161,529 (4.0%)	168,891 (4.6%)	171,276 (1.4%)	175,189 (2.3%)	
交付税率による総額 (B)	128,992	126,630	129,410	147,502	155,702	
差額 (A)-(B)	26,328	34,899	39,481	23,774	19,487	
特別会計借入額 (C)	36,369	42,532	36,897	17,690	19,457	

(注) ①交付税率による総額は、各年度とも所得税・法人税・酒税の32/100、消費税(4/5)の24/100(9年度以降は29.5/100)、

たばこ税の25/100の合計額

②10年度の交付税総額は、当初予算ベース

③()内の数値は対前年度伸び率

○大阪府の最近の地方交付税の状況

[単位：億円]

年 度	5	6	7	8	9	10
地方交付税	272	390	607	809	578	980

(注) 5~9年度の地方交付税には普通交付税と特別交付税を含むが、10年度は普通交付税の数値である。

② 制度の改善

大阪府の地方交付税における基準財政需要額を実際の財政支出額と比較すると、実際の財政支出額が需要額を上回っており、この中には、法人二税等の増収等を原資として、府が単独施策として独自に水準の高い事業を実施してきたものも含まれるが、通常の行政レベルを維持するための経費や大都市圏域特有の財政需要への対応を図っているものもある。

さらに、近年、法人二税を中心に府税収入が低迷しており、こうした状況を踏まえ、基準財政需要額や基準財政収入額について、本府の実情に配慮されるよう国に要望していく。

(3) 地方債制度 一政府系資金の繰上償還、借換制度の拡充等-

平成9年度末の府債残高は3兆3,366億円、その平均借入利率は3.7%となっている。また、政府、公営企業金融公庫資金の残高に占める割合は、全体で22%となっている。

しかしながら、これを借入利率別にみると、借入利率が高くなるとともに、政府、公営企業金融公庫資金の割合は高くなっていることから、公債費負担の軽減を図るためにには、これら高金利の政府、公営企業金融公庫資金についての繰上償還制度の弹力的運用や借換制度の拡充が必要である。

○借入利率別府債残高に占める政府系資金の割合（平成9年度末現在）

借入利率	3%以下	4%以下	5%以下	6%以下	7%以下	8%以下	8%超	合計
割合(%)	22.3	16.6	18.2	31.7	47.2	81.0	100.0	22.0

※普通会計ベース

(4) 国庫補助・負担金における超過負担の解消

国庫補助負担制度については、地方財政法上「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」とされているところであるが、いわゆる単価差・数量差・対象差による超過負担が生じているのが現状である。

この問題については、従来から自治・大蔵及び関係省庁による共同実態調査を行い、それに基づき逐次解消が図られてきているが、なお実情に比べ不十分であるため、今後とも国に対して完全解消を図るよう要望していく。

2 各種制度の改善

項目	内容	
公務員制度（民間企業との人事交流に関する制度の整備）	<p>効率的・効果的な行政運営をすすめていく上で必要な人材を養成するため、官民の人事交流の推進の必要性が提起されているが、現時点では、国家公務員についての具体的な制度化の動きに比べて、地方公務員制度の整備に係る取組はすすんでおらず、民間との人事交流が制約されているのが実情である。このため、地方公務員についても国家公務員と同様に、民間企業等へ派遣される職員の身分、給与、職務等を適正なものとするための関係規定の整備など、民間企業との人事交流に関する制度の整備を強く求めていく。</p>	
国直轄事業負担金	<p>国の道路、河川、砂防、公園等の事業については、法律に定められた負担率により、都道府県が費用の一部を負担をしているが、当該費用には、施設の維持修繕に係る経費が含まれている。しかしながら、本来、公共施設の維持管理費は、管理者自ら負担すべきであるとの考え方を踏まえ、国直轄事業に係る施設維持管理経費の地方負担制度を廃止するよう求めていく。</p> <p>また、国からの年数回に及ぶ事業費通知及び地方負担金納付通知では、当該年度の事業計画、内容等の詳細が不明であり、地方負担金の支払いに関して、計画的な予算措置が困難となっている。したがって、年度の事業計画及びその内容についてあらかじめ協議を実施するとともに、支払い時期及び支払い方法等の改善について求めていく。</p>	
教育制度	教職員定数の改善	<p>教職員配置については、法律や国の計画に基づき措置されている定数が基本となっているが、当該定数だけでは以下のような様々な教育課題に十分対応することができないため、拡充を要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導や生徒指導など、個々の児童・生徒に対応した適切な指導 ・重度障害児への対応 ・人権教育への対応
	府県と政令指定都市の役割分担のあり方の見直し	地方分権を推進する観点から、住民に密着した形での主体的な教育行政施策の展開が可能になるよう、府県と政令市との役割分担を見直し、教職員の任命権及び定数措置並びに経費負担の政令市への一元化に向けて、要望していく。

V 府財政の再建に向けて

府財政の危機的な状況は、現行税財政制度のもとで、経済の低成長を前提とする限り、残念ながら今後も長期にわたって続くものと想定せざるを得ない。

すなわち、

- 7,000人に及ぶ職員定数の見直し
- 普通昇給の24月延伸等職員給与の抑制
- 受益者負担の見直しを含む施策全般にわたる見直しや主要プロジェクトの凍結の継続
- 歳入確保努力

等の取組を行っても、次表（取組実施後の収支見通し）のとおり、計画期間の前半数カ年にわたって単年度で1,000億円を超える事実上の収支不均衡が生じることとなり、赤字の発生を回避するためには、財政健全化債の発行や減債基金からの借入れという手段に毎年度頼らざるを得ない状況にある。

しかも、今後10年間、緊縮に緊縮を重ねる財政運営を余儀なくされ、新たな課題への財政的対応は既存施策の再構築等を通じたきわめて制約されたものとならざるを得ない状況のもとでは、財政構造の改善のための更なる取組が必要である。

まず、公の施設のあり方や府立の高校・大学の授業料など、本プログラムにおいて検討を行う旨明記した諸課題への具体的な取組を急ぐとともに、平成13年度において、緊急対策期間3カ年の取組状況及びその時点での経済情勢を踏まえ、府政全般にわたって改めて点検を行うこととする。

しかしながら、本府の自主努力だけで財政の構造的危機を克服することには、府民負担の一層の増大等を想定しない限り、大きな困難があることを認めざるを得ない。こうした点からすると、今こそ大都市圏特有の事情が十分に反映されるよう、国における地方税財政制度の改善が不可欠である。

本府は危機にある財政を再建し、新たな時代の要請に応える積極的な施策展開が可能となるよう、この危機を正面から受け止め、各方面の理解と協力を得ながら、本プログラムに示した施策体系の再構築と歳入歳出両面にわたる取組に全力を挙げるものである。

併せて、国に対しては、府内各市町村をはじめ、関係各方面と連携しつつ、地方税財政制度の抜本改革に向けた働きかけを強力に展開していくこととする。

取組実施後の収支見通し

(単位 億円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
単年度現金不足額	A ▲ 4,950	▲ 5,400	▲ 5,900	▲ 6,250	▲ 6,050	▲ 5,550	▲ 5,250	▲ 5,150	▲ 5,150	▲ 4,800
交税・減財補てん債・退職手当債等	B 2,650	2,750	2,800	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950
人件費の見直し	C 205	410	515	525	560	590	620	650	680	705
府の施策の個別見直し	D 225	490	525	535	545	545	545	550	550	560
シーリングによる歳出削減	E 225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
主要プロジェクトの見直し	F 10	30	120	395	275	10	10	5	5	5
歳入の確保	G 110	100	110	140	140	265	265	265	265	280
計 C+D+E+F+G=H	775	1,255	1,495	1,820	1,745	1,635	1,665	1,695	1,725	1,775
取組実施後 A+B+H=I	▲ 1,525	▲ 1,395	▲ 1,605	▲ 1,480	▲ 1,355	▲ 965	▲ 635	▲ 505	▲ 475	▲ 75
財政健全化債の発行	J 500	500	500	500	500	—	—	—	—	—
差引収支	I+J=K ▲ 1,025	▲ 885	▲ 1,105	▲ 980	▲ 855	▲ 965	▲ 635	▲ 505	▲ 475	▲ 75
減債基金の活用	L 1,025	885	1,105	980	855	965	635	505	475	75
単年度収支	K+L=M 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減債基金の状況	残高 [10年度末 472億円]	77	69	46	51	194	159	0	0	0
	活用累計額	1,025	1,920	3,025	4,005	4,860	5,825	6,460	6,965	7,440
										7,515

1

C

C

1